

第10回社会保障審議会年金部会、
第30回社会保障審議会企業年金・個人年金部会
合同開催 2023年12月11日

資料 2

公的年金と私的年金の現状と課題について

厚生労働省 年金局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

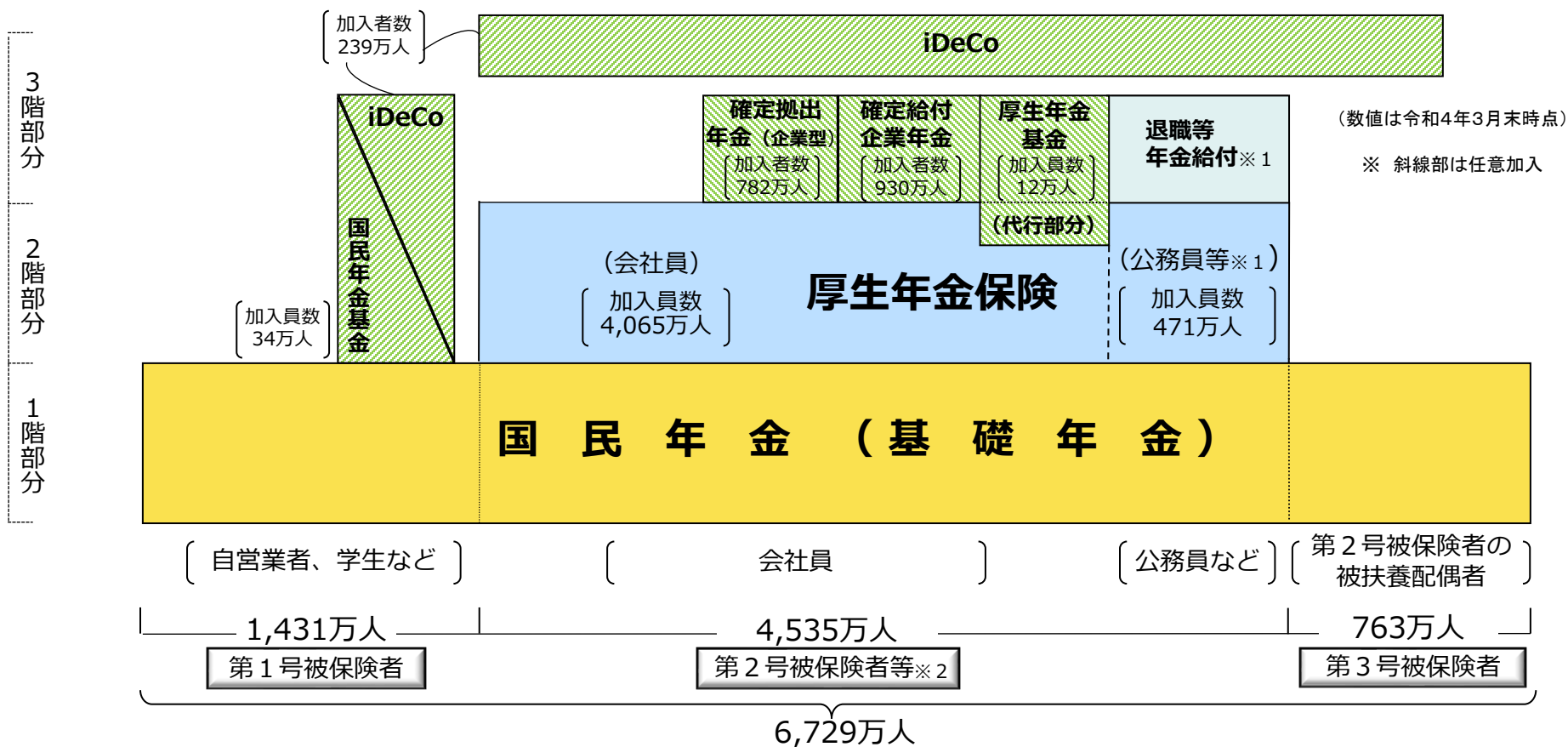
○目次

1. 公的年金と私的年金の制度の概要
2. 公的年金と私的年金の加入、受給の状況
3. 関連調査・海外の状況等
4. 令和2年改正法の概要
5. これまでの各部会における議論

1 公的年金と私的年金の制度の概要

年金制度の仕組み

- 年金制度は、「3階建て」の構造。
- 1・2階部分の公的年金が国民の老後生活の基本を支え、3階部分の企業年金・個人年金と合わせて老後生活の多様なニーズに対応。

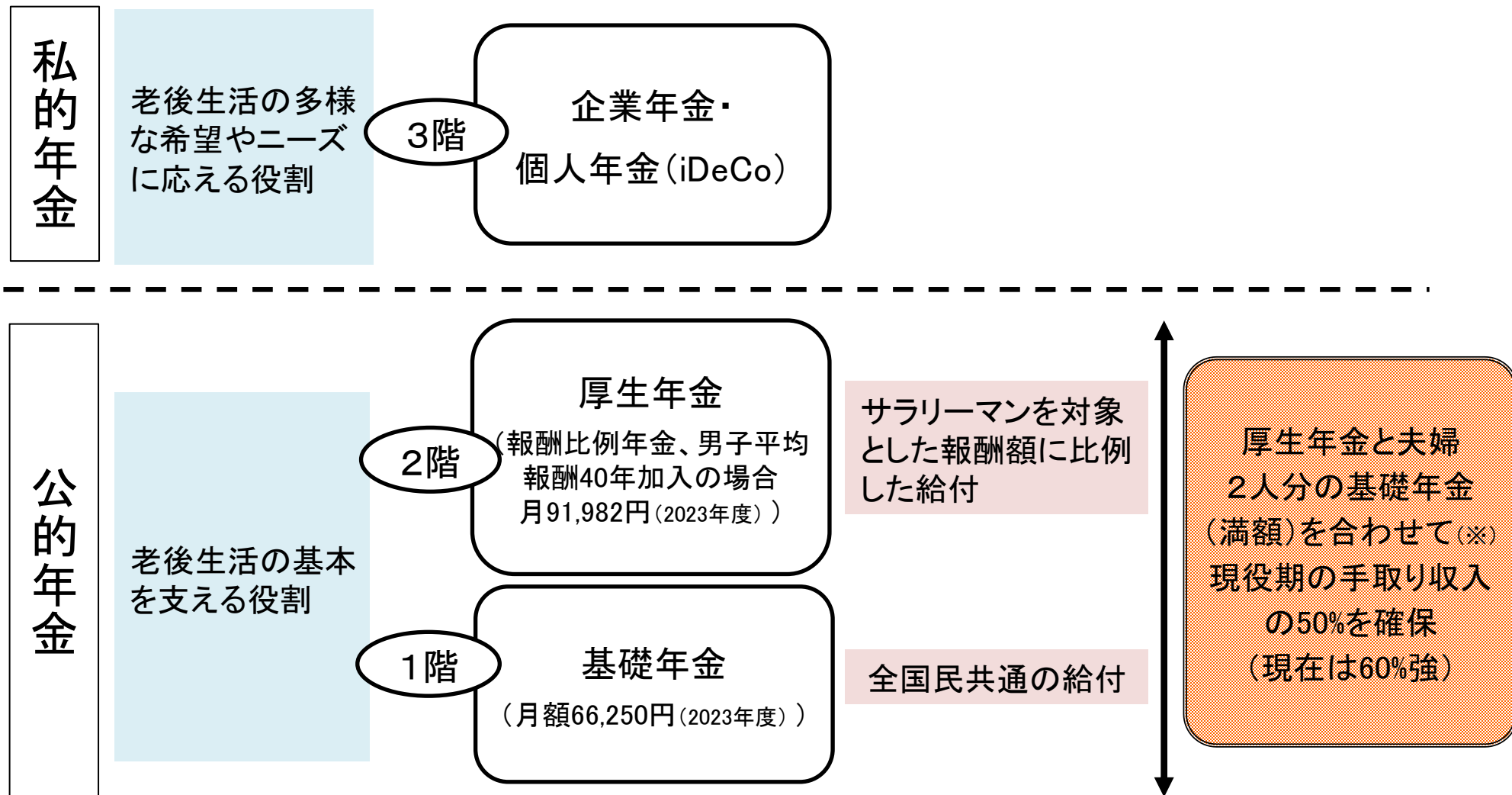


※1 被用者年金制度の一元化に伴い、平成27年10月1日から公務員および私学教職員も厚生年金に加入。また、共済年金の職域加算部分は廃止され、新たに退職等年金給付が創設。ただし、平成27年9月30日までの共済年金に加入していた期間分については、平成27年10月以後においても、加入期間に応じた職域加算部分を支給。

※2 第2号被保険者等とは、厚生年金被保険者のことをいう(第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む)。

公的年金制度と私的年金制度の基本的な役割について

我が国の制度は、3階建ての構造。1・2階部分の公的年金が国民の老後生活の基本を支え、3階部分の企業年金・個人年金と合わせて老後生活の多様な希望・ニーズに対応。



※ $66,250 \times 2 + 91,982 = 224,482$ 円

公的年金と私的年金の法令上に規定される目的

制度		法令上の目的規定
公的年金	国民年金	<p>国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）</p> <p>（国民年金制度の目的） 第一条 <u>国民年金制度は、日本国憲法第二十五条第二項に規定する理念に基き、老齡、障害又は死亡によつて国民生活の安定がそなわれることを国民の共同連帯によつて防止し、もつて健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする。</u></p>
	厚生年金	<p>厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）</p> <p>（この法律の目的） 第一条 この法律は、<u>労働者の老齡、障害又は死亡について保険給付を行い、労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。</u></p>
私的年金	国民年金基金	<p>国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）</p> <p>（基金の給付） 第百十五条 国民年金基金（以下「基金」という。）は、<u>第一条の目的を達成するため、加入員の老齡に関して必要な給付を行なうものとする。</u></p>
	確定給付企業年金（DB）	<p>確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）</p> <p>（目的） 第一条 この法律は、少子高齡化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、事業主が従業員と給付の内容を約し、高齡期において従業員がその内容に基づいた給付を受けられることができるようにするため、<u>確定給付企業年金について必要な事項を定め、国民の高齡期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もつて公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。</u></p>
	確定拠出年金（DC）	<p>確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）</p> <p>（目的） 第一条 この法律は、少子高齡化の進展、高齡期の生活の多様化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、個人又は事業主が拠出した資金を個人が自己の責任において運用の指図を行い、高齡期においてその結果に基づいた給付を受けられることができるようにするため、<u>確定拠出年金について必要な事項を定め、国民の高齡期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もつて公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。</u></p>

※ その他、私的年金として厚生年金基金、石炭鉱業年金基金がある。

公的年金と私的年金の制度比較

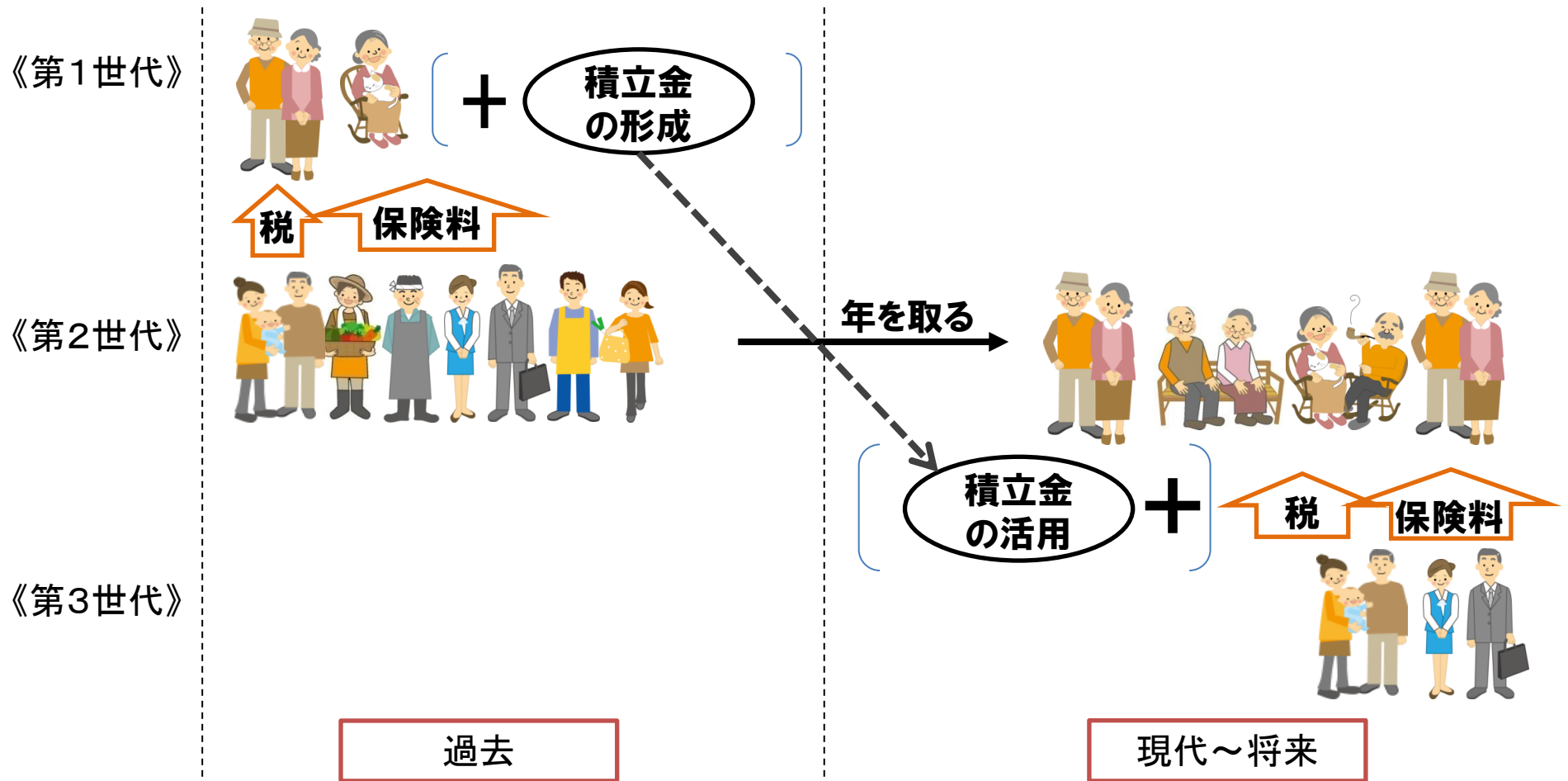
		公的年金		私的年金 ※1			
		国民年金	厚生年金	確定給付企業年金 (DB)	確定拠出年金 (DC)		国民年金基金
					企業型DC	個人型DC(iDeCo)	
加入の仕組み	保険料・掛金	被保険者負担 月16,520円 (R5.4~) ※産前産後期間の保険料免除の開始に伴い、令和元年度以降は17,000円(平成16年度価格)※所得水準に応じて、保険料の免除制度あり。 ※基礎年金給付費の1/2が国庫によって賄われている。	労使折半 その月の報酬×18.3% (H29.9~) ※数値は民間被用者(第1号厚生年金被保険者)のもの ※月34万円稼いでいる人であれば、本人が、月々31,110円(34万×18.3%×1/2)負担。 ※基礎年金給付費の1/2が国庫によって賄われている。	事業主負担 (加入者も事業主掛金を超えない範囲で拠出可能) ※拠出限度額なし(ただし、加入者掛金の非課税枠は年間4万円まで(生命保険料控除))	事業主負担 (加入者も事業主掛金を超えない範囲で拠出可能) ※拠出限度額あり	加入者負担 (中小企業については、事業主も拠出可能) ※拠出限度額あり	加入員負担 (掛金の額は、選択した給付の型・加入口数・加入時年齢・性別によって決定) ※拠出限度額あり ※口数単位で加入可能
	加入者の要件	・20歳以上60歳未満の自営業者・学生等 ・専業主婦(夫)等 ※強制適用される	適用事業所に使用される70歳未満の会社員・公務員等 ※強制適用される	厚生年金被保険者	厚生年金被保険者	国民年金被保険者※2	国民年金第1号被保険者 ※65歳未満の任意加入者を含む
給付の仕組み	老齢年金の受給開始時期	65歳到達時 (受給資格期間の10年を満たしている場合) 60歳から64歳までの間に、減額された年金を受け取る「繰上げ受給」や、66歳から75歳までの間に、増額された年金を受け取る「繰下げ受給」を選択できる。	60歳~70歳の規約で定める年齢到達時 又は50歳以上の退職時 (規約に定めがある場合) ※規約で定めるところにより繰下げを申し出ることができる (繰り下げた場合の開始時期は規約で定める)	60歳~75歳の請求時 ※60歳未満の加入等の期間が10年に満たない場合は、その期間に応じた年齢以降で請求が可能	給付型に応じて60歳又は65歳 ※国民年金を繰上げ受給している場合には、65歳未満の期間は繰上げ期間に応じた付加年金相当分以上を支給		
	繰上げ/繰下げ						
	脱退一時金	日本国籍を有していないこと、公的年金制度の被保険者でないこと、保険料納付済期間等の月数の合計(厚生年金の場合は被保険者期間)が6月以上あること等の要件をいずれも満たす場合に限り可能	制限なし ※規約において、3年を超える加入者期間を中途引き出しの要件として定めてはならない	原則不可 ※資産額が少額であること等の要件を満たす場合は可能	不可 ※加入員等が死亡したときの遺族一時金あり		
受給の形態	終身年金 支給事由となる老齢、障害及び死亡による所得の減少又は喪失が、一般に永続することに鑑み、終身支給される。 また、物価・賃金の変動に応じて年金額を毎年4月に改定している。	年金か一時金かを受給権者が選択可能 (年金の場合の期間等は労使が選択)	年金か一時金かを受給権者が選択可能 (年金の場合の期間等は受給権者が選択)	終身年金 ※給付型によって15年の保証期間あり。5~15年の確定年金を組み合わせ可能			

※1 その他、私的年金として厚生年金基金、石炭鉱業年金基金がある。

※2 国民年金被保険者の資格は、①第1号被保険者：60歳未満、②第2号被保険者：65歳未満、③第3号被保険者：60歳未満、④任意加入被保険者：保険料納付済期間等が480月未満の者は任意加入が可能(65歳未満)となっている。

公的年金制度は、「仕送り」を社会化したもの

- 日本を含め先進各国の公的年金制度は、いずれも、現役世代が納めた保険料をその時々の高齢者の年金給付に充てる仕組み(=賦課方式)を基本とした財政方式となっている。
- なお、我が国においては、将来の高齢化の進展に備え相当程度の積立金を保有し、その活用により、将来世代の保険料水準が高くなりすぎないように配慮している。



公的年金は、予測できない将来に備える生涯にわたる「保険」

老後に備えて貯蓄をしても…

人は、何歳まで生きるかは予測できない
(どれだけ貯蓄をすればよいのかわからない)

いつ、障害を負ったり、小さな子どもがいる時に
配偶者を亡くす(=所得を失う)か、わからない

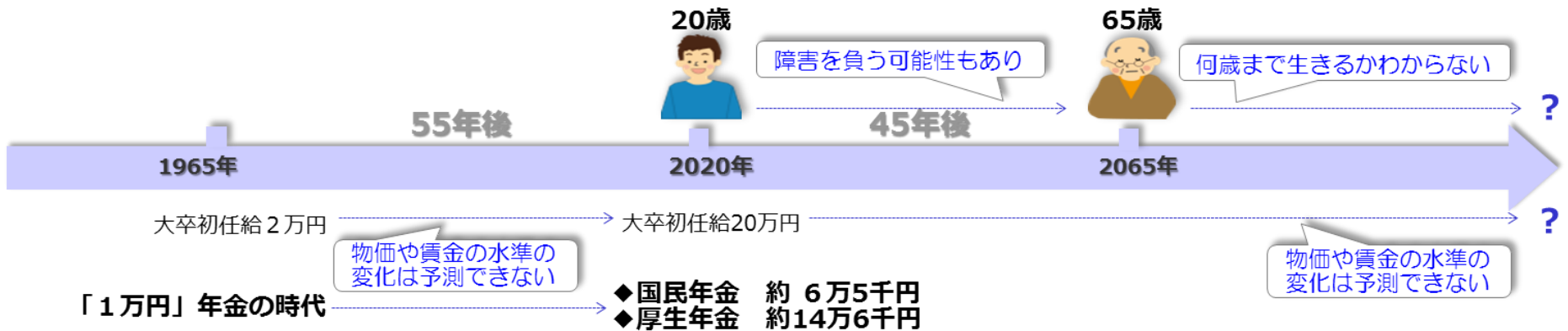
50年後の物価や賃金の変動は予測できない
(貯蓄しても、将来目減りするかもしれない)

公的年金なら…

終身(亡くなるまで)の支給

障害年金・遺族年金の支給

実質的な価値に配慮した年金の支給



昔と今の物価

品目		1965年	→	2020年
鶏肉	100g	71.8円		128円(1.8倍)
牛乳	瓶1本	20円		133円(6.7倍)
カレーライス	1皿	105円		714円(6.8倍)
コーヒー(喫茶店)	1杯	71.5円		512円(7.2倍)
ノートブック	1冊	30円		162円(5.4倍)

一般に、民間金融機関が販売する個人年金保険(金融商品)は、**将来の物価上昇を考慮しておらず、有期の支給が中心となっています。**(「将来、〇万円を払います」、「10年間払います」など)

(出典：小売物価統計調査)

企業年金制度の変遷①

退職金の普及

- 戦前、1936年に退職積立金及退職手當法が制定され、退職金支払原資の積立が強制されたが、1944年の厚生年金保険法の制定に伴い廃止。
- 戦後の経済復興期から高度経済成長期にかけては、厚生年金保険制度が未成熟であったこともあり、企業は優秀な労働力を確保する手段として、各社ごとに退職金を充実。
- 1959（昭和34）年、中小企業の従業員の福祉の増進と雇用の安定を図り、中小企業の振興と発展に寄与することを目的に、中小企業退職金共済制度の創設。

退職金費用平準化の要請と、税制上の「適格退職年金制度」の創設

- 1950年代半ば、退職金の支給額の増大に伴い、資金負担の平準化の観点から、年金制度を導入する企業が出現。
 - この場合、企業の負担する掛金が損金に算入されず、損金扱いにする場合には掛金が追加給与とみなされ、従業員は実際には受け取っていない給与に対して所得税を支払わなければならないという問題が存在。
 - この問題を解決するための税制改革の要望が高まり、1962（昭和37）年に税制上の「適格退職年金制度」の創設（※）。
- （※）企業と金融機関が信託契約や生命保険契約を締結し、適正な年金数理などの適格要件を満たすものについて、給付時まで課税を繰り延べ。所得税の課税繰り延べ分を遅延利子相当分として運用時に課税（特別法人税）。

公的年金と退職金との調整の要請と、「厚生年金基金制度」の創設

- 厚生年金保険の給付水準の改善に際して、企業の退職金との調整が課題。
 - 1965（昭和40）年の厚生年金制度改正（1万円年金の実現）に際して、企業年金に厚生年金保険の一部を代行させる「厚生年金基金制度」の創設（1966（昭和41）年10月施行）。
- （※）一定水準までは運用時非課税で、公的年金と同様の税制上の取扱い。

企業年金制度の変遷②

「企業年金二法」の制定

- バブル経済の崩壊により資産運用環境は著しく悪化し、厚生年金基金等の積立不足が拡大。
- 1999（平成11）年から2年間、運用時の課税凍結（特別法人税の課税凍結）。その後も課税凍結の措置が繰り返されている。
- 2000（平成12）年の退職給付に係る新会計基準の導入もあり、厚生年金基金の代行返上を求める動き。
- 2001（平成13）年10月には、拠出建ての新たな企業年金である「確定拠出年金制度（DC）」、2002（平成14）年4月には、代行部分を持たない企業年金である「確定給付企業年金制度（DB）」の創設（厚生年金基金の代行返上を可能とし、適格退職年金で不十分だった受給権保護を強化）。

<既存制度に対する問題意識>

適格退職年金

厚生年金基金

退職給付を年金制度として実施する形で多くの企業が導入したが、バブル崩壊後の運用環境悪化等に伴い、企業年金をやめるケースが増加

<企業の経済活動環境の変化>

退職給付に係る新会計基準
(2000(平成12)年4月導入)

企業年金に関する積立不足をバランスシートに負債として計上することとされたことから、母体企業の財務に大きな影響

<社会経済情勢との関係>

新制度創設の要請

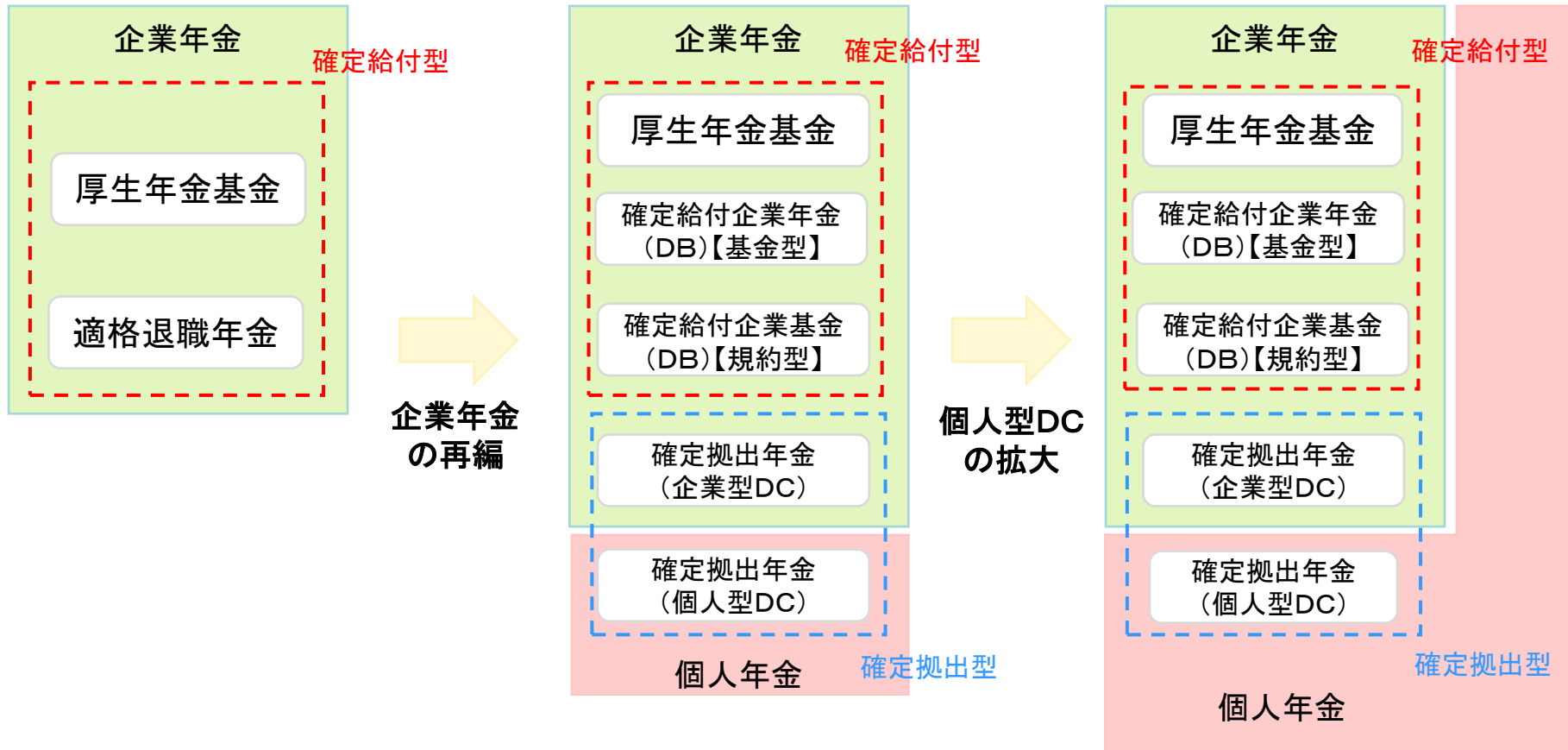
雇用の流動化にも対応できる制度創設の要請

確定給付企業年金制度(DB)
の創設

確定拠出年金制度(DC)
の創設

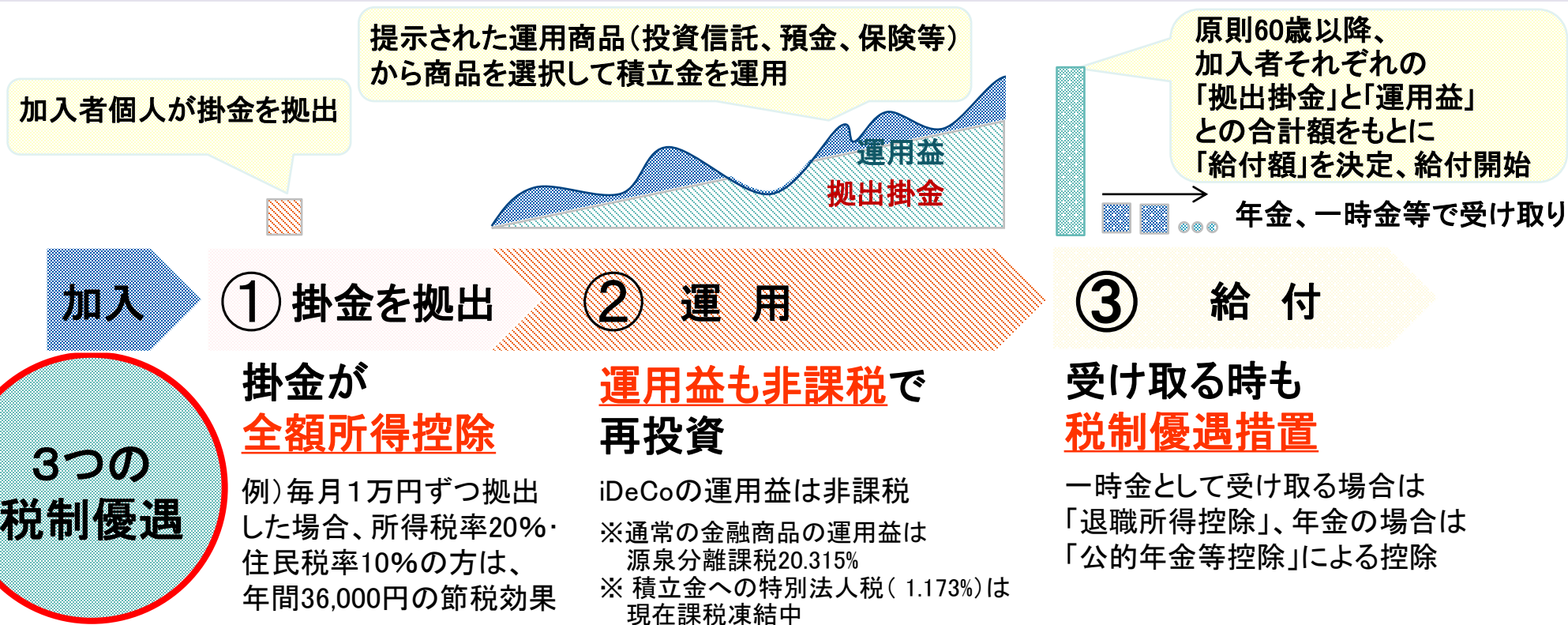
企業年金・個人年金制度の変遷（全体像）

- 確定給付企業年金（DB）は、適格退職年金や厚生年金基金を承継した給付建ての制度として創設された。
- 確定拠出年金（DC）は、米国401(k)を参考にしつつ、拠出建ての新たな企業年金の制度として創設された。
- 個人型確定拠出年金（個人型DC（iDeCo））は、国民年金第1号被保険者と企業年金のない国民年金第2号被保険者のための制度として創設されたが、2017（平成29）年1月、企業年金加入者、公務員等共済加入者、国民年金第3号被保険者まで加入可能範囲が拡大され、被保険者種別にかかわらず国民年金被保険者を包括する制度となった。



iDeCo（個人型確定拠出年金）とは

- iDeCo（イデコ・個人型確定拠出年金）とは、個人で加入し、一定額を毎月拠出のうえ、運用していくことで、最終的に拠出額と運用益により受取額が決まる年金制度です。
- 原則60歳まで引き出すことはできませんが、他の用途に使うことなく確実に積み立てられるとともに、拠出する掛金が全額所得控除されるなど、手厚い税制優遇が設けられています。



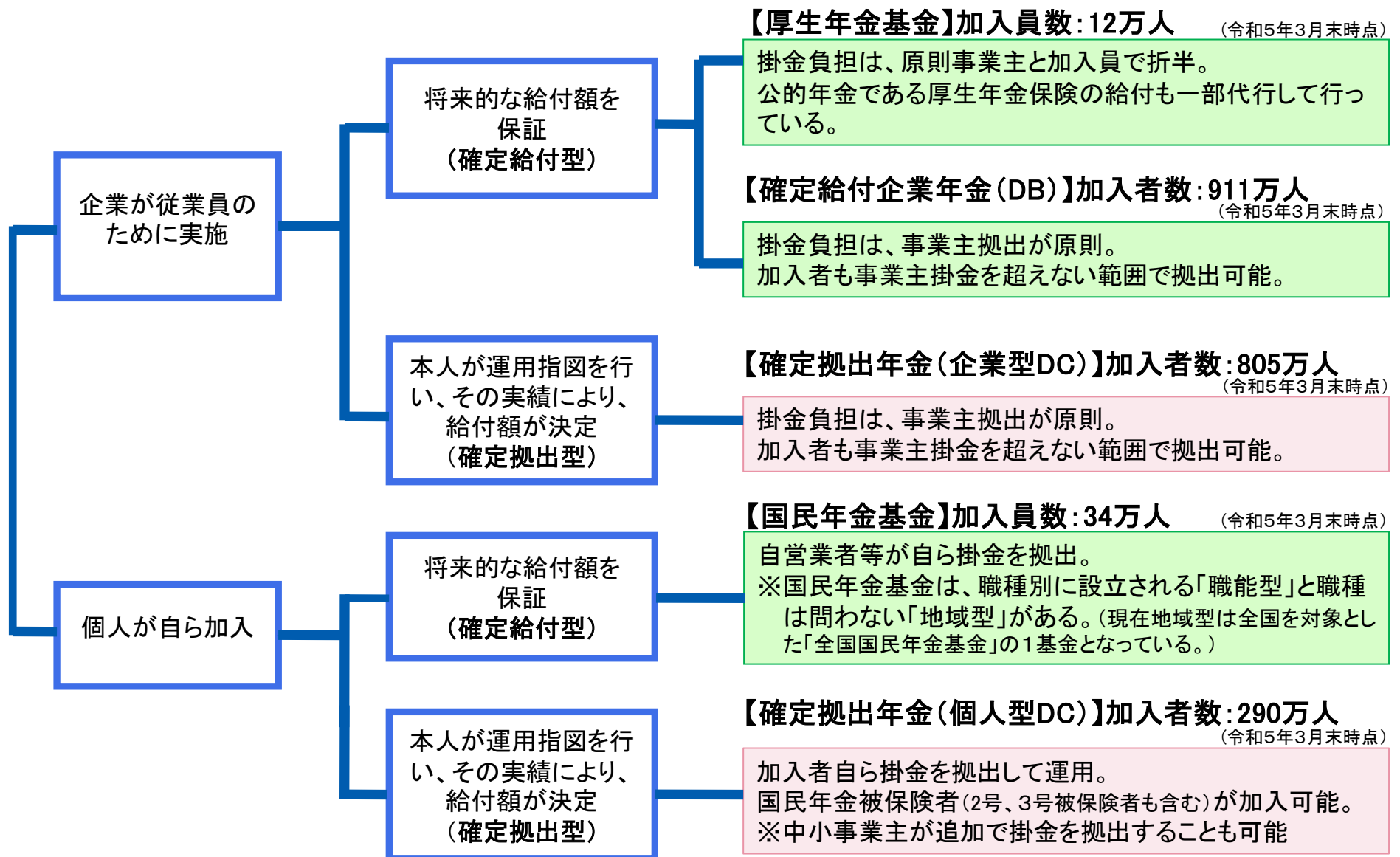
【加入可能要件】国民年金被保険者

- ※ ①第1号被保険者:60歳未満、②第2号被保険者:65歳未満、③第3号被保険者:60歳未満、④任意加入被保険者:保険料納付済期間等が480月未満の者は任意加入が可能(65歳未満)

【拠出限度額】

- ①第1号被保険者及び任意加入被保険者:6.8万円/月、②企業年金に加入している第2号被保険者:2万円/月、③企業年金に加入していない第2号被保険者及び第3号被保険者:2.3万円/月(令和6年12月以降)

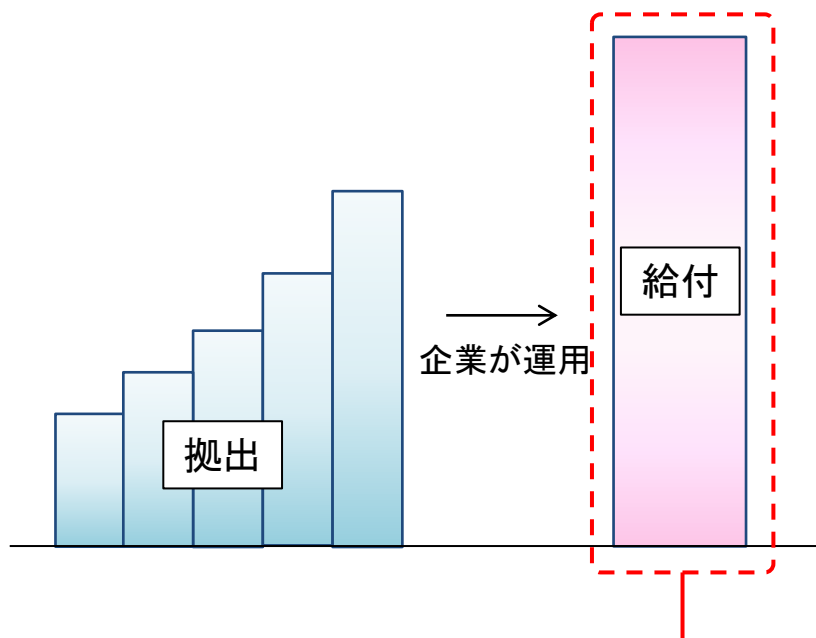
企業年金・個人年金制度の仕組み



給付建て（DB）と拠出建て（DC）の基本的仕組み

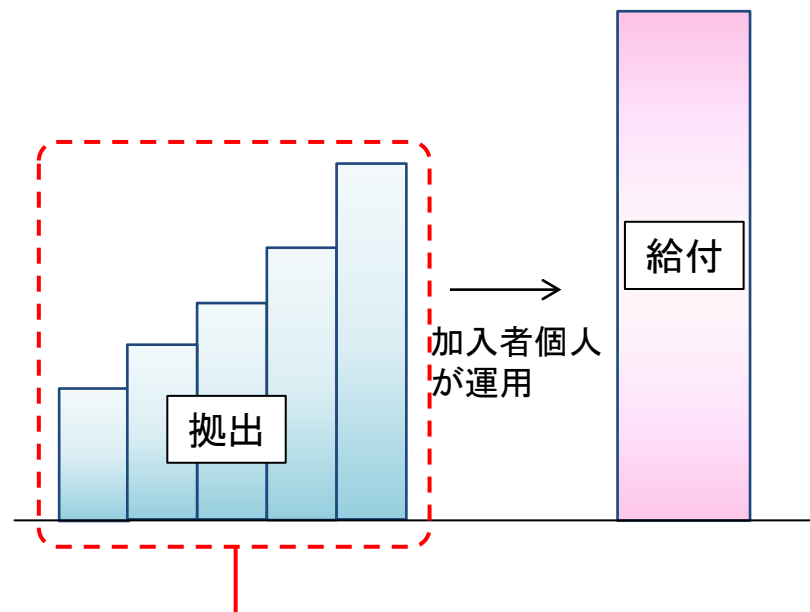
- 給付建て（Defined Benefit。DB）は、あらかじめ加入者が将来受け取る年金給付の算定方法が決まっている制度。資産は企業が運用。
- 拠出建て（Defined Contribution。DC）は、あらかじめ事業主・加入者が拠出する掛金の額が決まっている制度。資産は加入者個人が運用。

DB(Defined Benefit)のイメージ



あらかじめ給付の算定方法が決まっている

DC(Defined Contribution)のイメージ



あらかじめ拠出額が決まっている

国民年金基金の制度概要

- 国民年金基金は、自営業者などの国民年金のみに加入する者が、その上乗せして任意に加入できる確定給付型の個人年金であり、会社員等の給与所得者が国民年金に上乗せして加入する厚生年金に相当するものとして創設された制度である。
 - 国民年金の付加年金を代行するものとなり、第1号被保険者（60歳以上65歳未満の国民年金の任意加入被保険者を含む）が加入対象者となる。
 - 国民年金基金制度は、厚生年金保険等とならんで社会保障制度の基幹をなす国民年金制度の上積み分として設けられるものであること等を考慮して、税制上、その掛金は全額社会保険料控除とされている。
- ※ 口数単位で加入することができ、給付は1口目が終身年金、2口目以降が終身年金又は有期年金となっている。掛金は性別・加入時の年齢などにより金額が異なる。拠出限度額は月6.8万円（iDeCoの掛金と合算）

掛金月額及び年金月額（15年保証期間付き終身年金の場合）

（単位：円）

加入時 年齢	1口目			2口目以降（1口当たり）		
	掛金月額		年金月額	掛金月額		年金月額
	男性	女性		男性	女性	
20歳	7,110	8,280	20,000	3,555	4,140	10,000
40歳	12,555	14,610	15,000	4,185	4,870	5,000
50歳超	18,150	21,100	10,000 未満※	9,075	10,550	5,000 未満※

（※）加入時年齢により異なる。

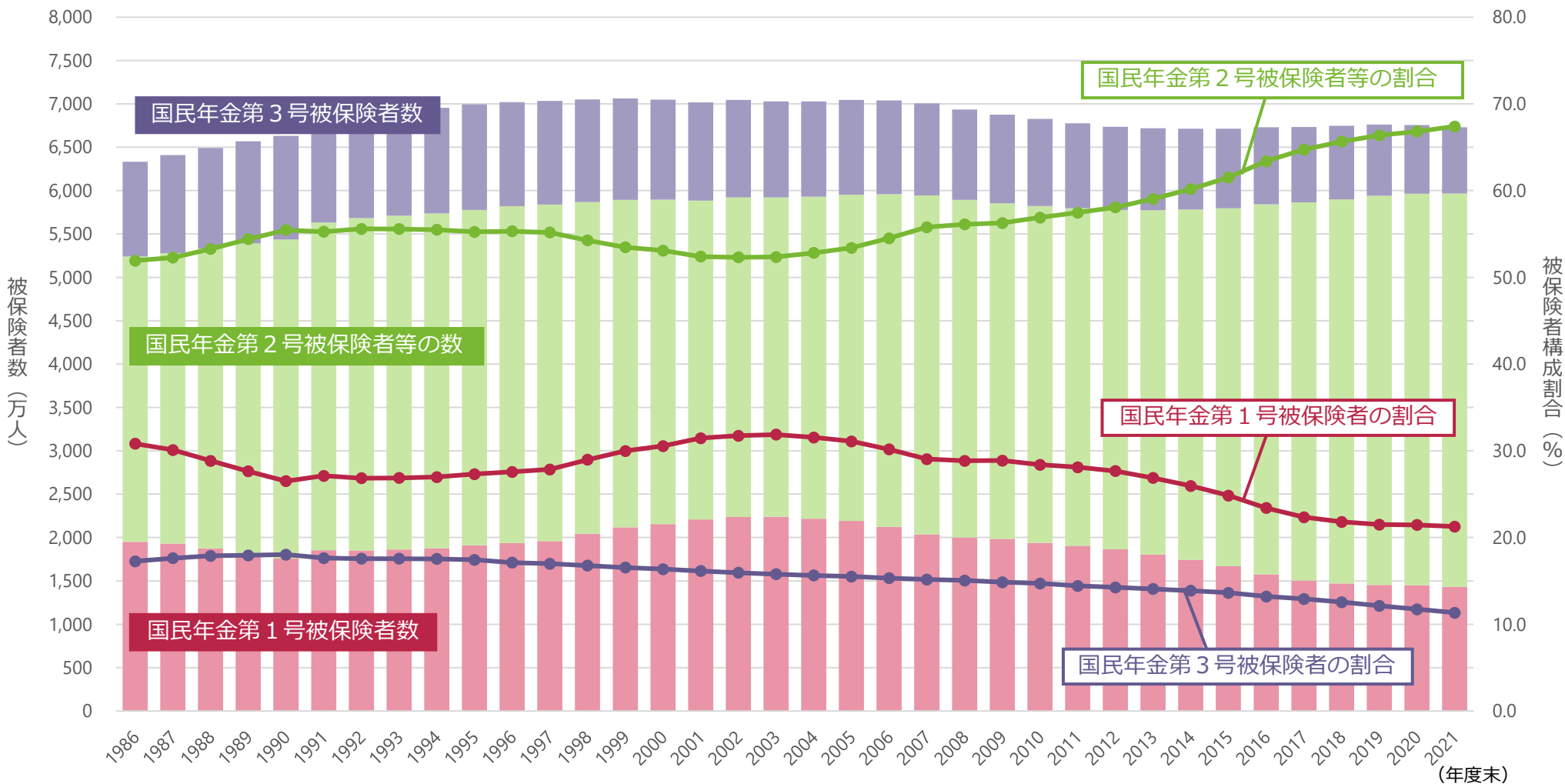
国民年金基金の税制について

掛金拠出時	非課税 (社会保険料控除)
運用時	非課税
年金給付時	公的年金等控除

2 公的年金と私的年金の加入、受給の状況

公的年金被保険者数の推移

○ 第2号被保険者が増加する一方、第1号・第3号被保険者は減少傾向。



出所：厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業年報」、「厚生年金保険・国民年金事業の概況」

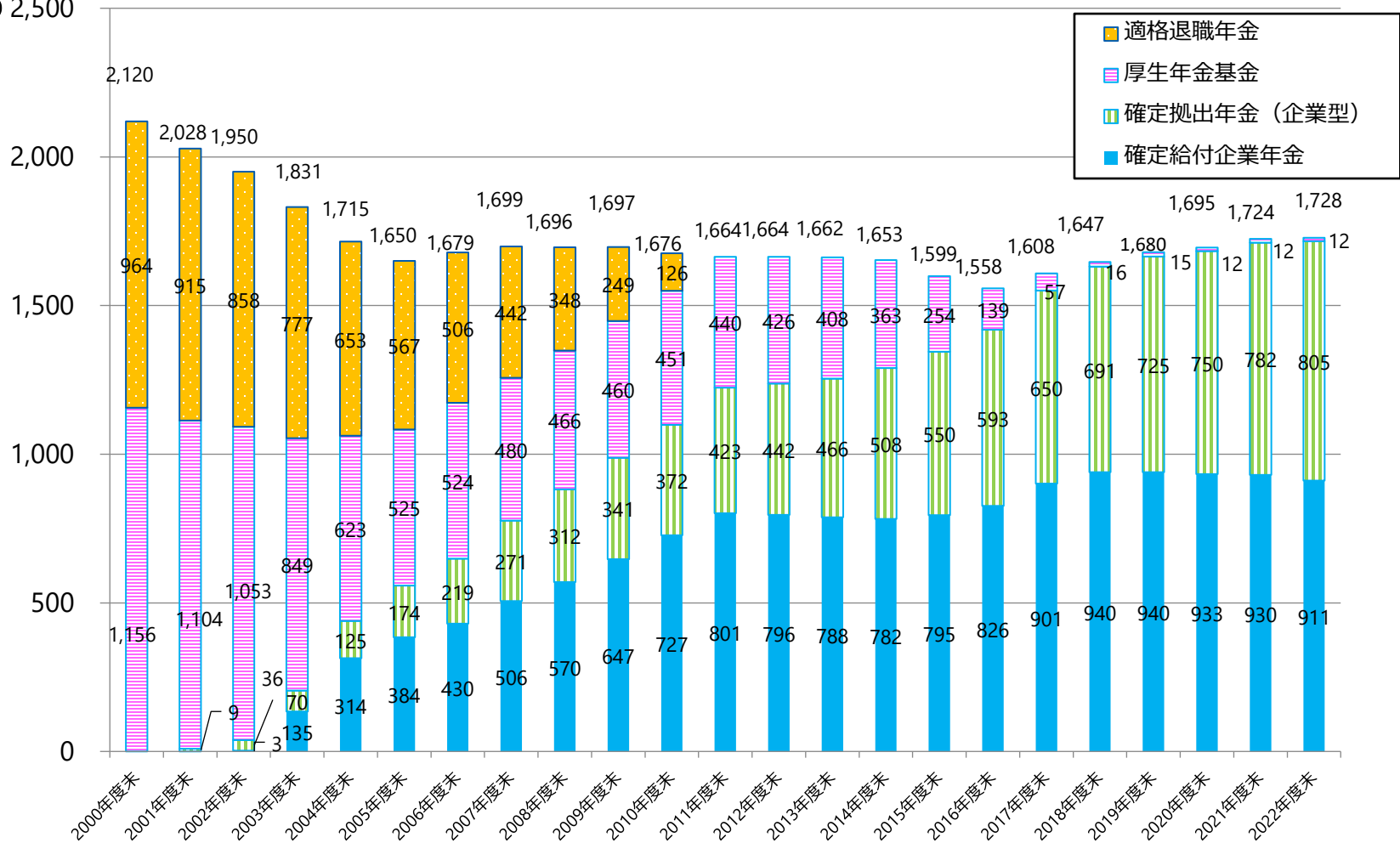
(注1) 国民年金第1号被保険者には任意加入を含む。

(注2) 国民年金第2号被保険者等には、国民年金第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢または退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する被保険者が含まれている。

企業年金の加入者数の推移

- 長らく企業年金の中核を担ってきた適格退職年金・厚生年金基金から、制度の中心は、確定給付企業年金（D B）・企業型確定拠出年金（企業型DC）に移行。

加入者数(万人) 2,500

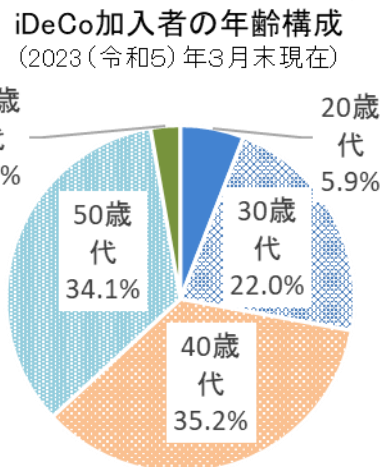
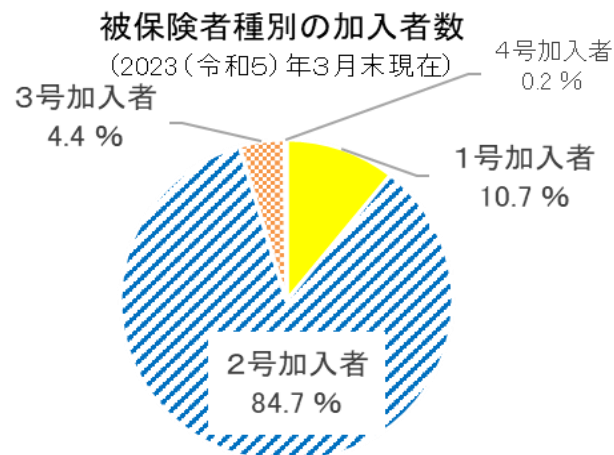
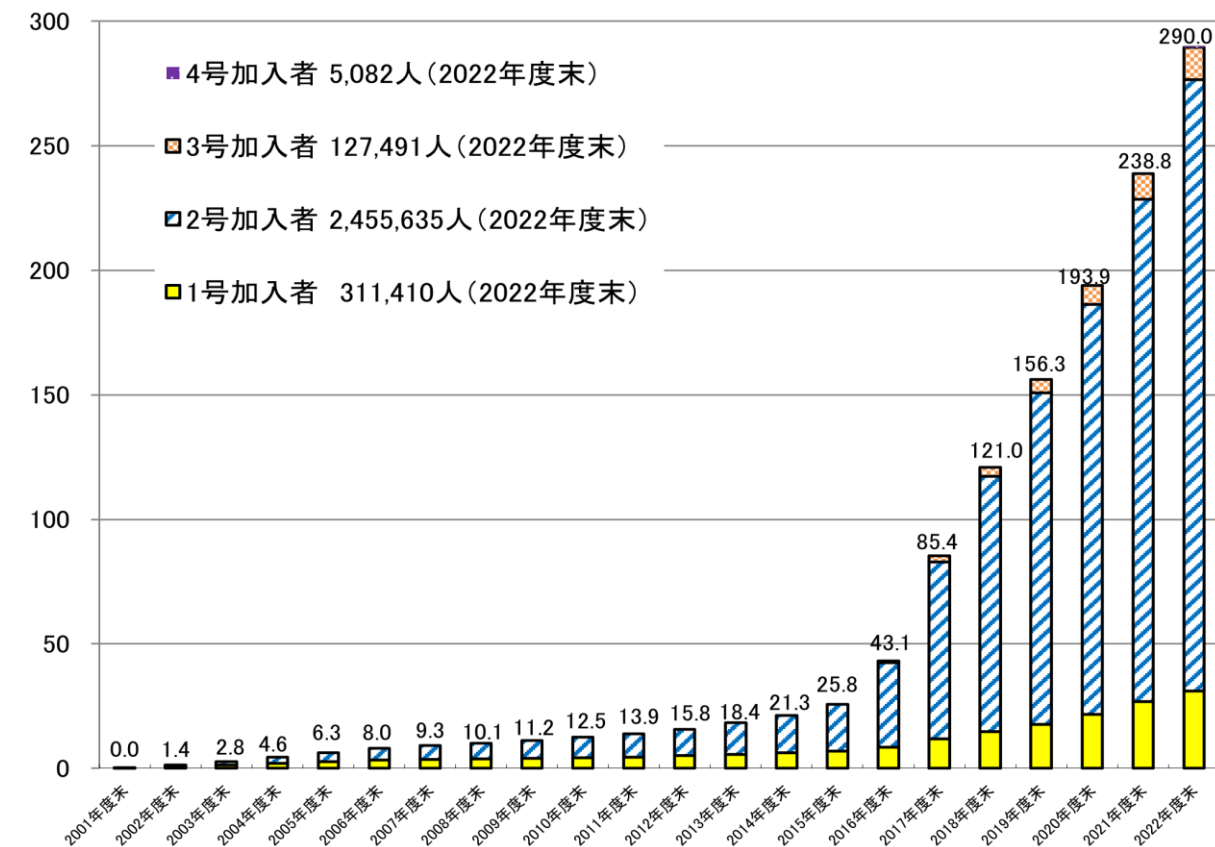


(出所) 適格退職年金・厚生年金基金・確定給付企業年金：生命保険協会・信託協会・JA共済連「企業年金(確定給付型)の受託概況」(2010年度末分までは「企業年金の受託概況」)
 確定拠出年金：運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料」
 ※2022年度末時点は生命保険協会・信託協会・JA共済連「企業年金(確定給付型)の受託概況」による速報値。

iDeCoの加入者数の推移

- 個人型確定拠出年金の一層の周知を図るため、2016(平成28年)9月に個人型確定拠出年金の愛称をiDeCo (individual type Defined Contribution pension plan) に決定。
- 2017 (平成29) 年1月に加入可能範囲を拡大。2023 (令和5) 年3月末現在、加入者は290.0万人。

(万人) iDeCoの加入者数の推移

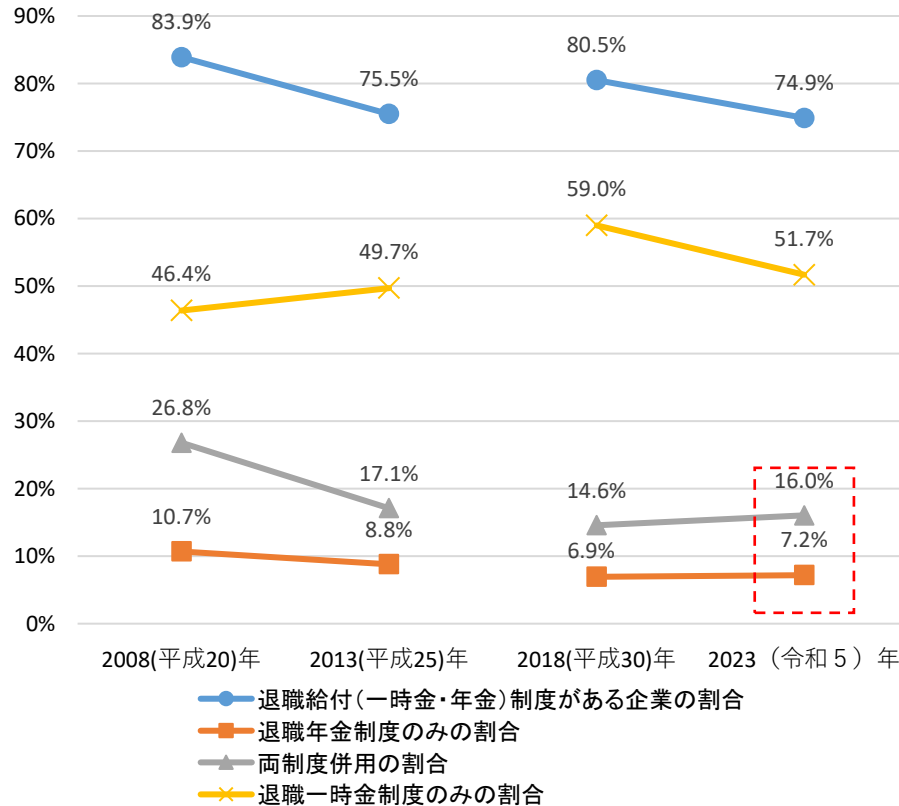


(出所) 国民年金基金連合会調べ

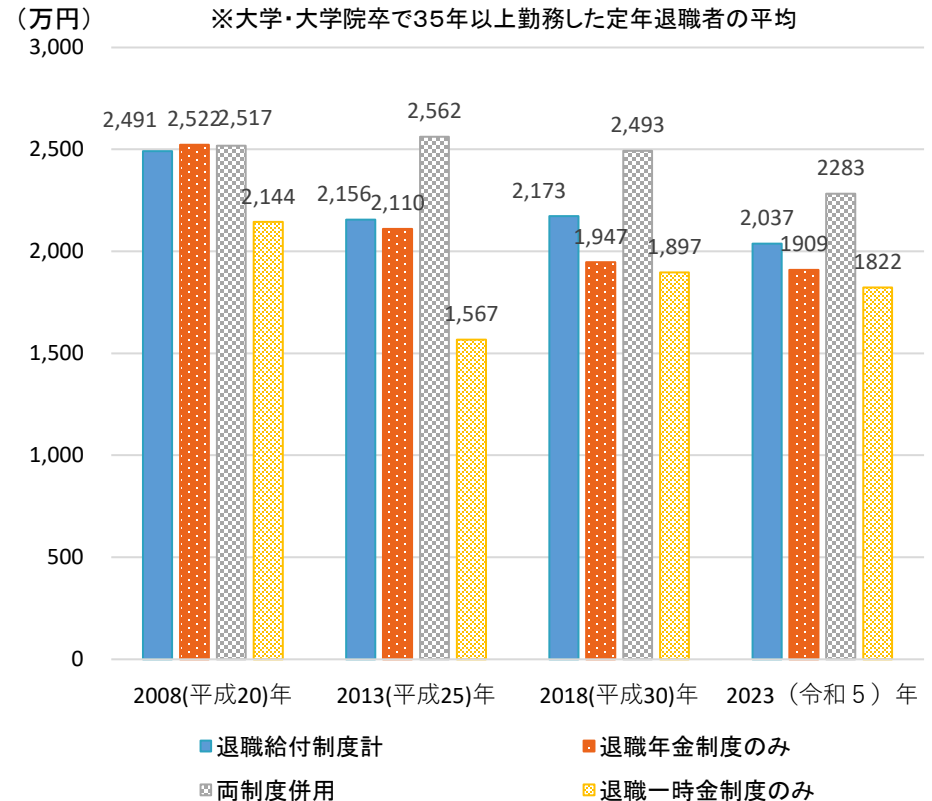
企業年金の実施状況

○ 企業年金がある企業の割合は低位で推移。

<退職給付制度の有無>



<退職給付水準の推移>



(出所)厚生労働省「就労条件総合調査」を基に作成

(注) 1. 退職一時金制度とは、社内準備、中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度、その他をいう。

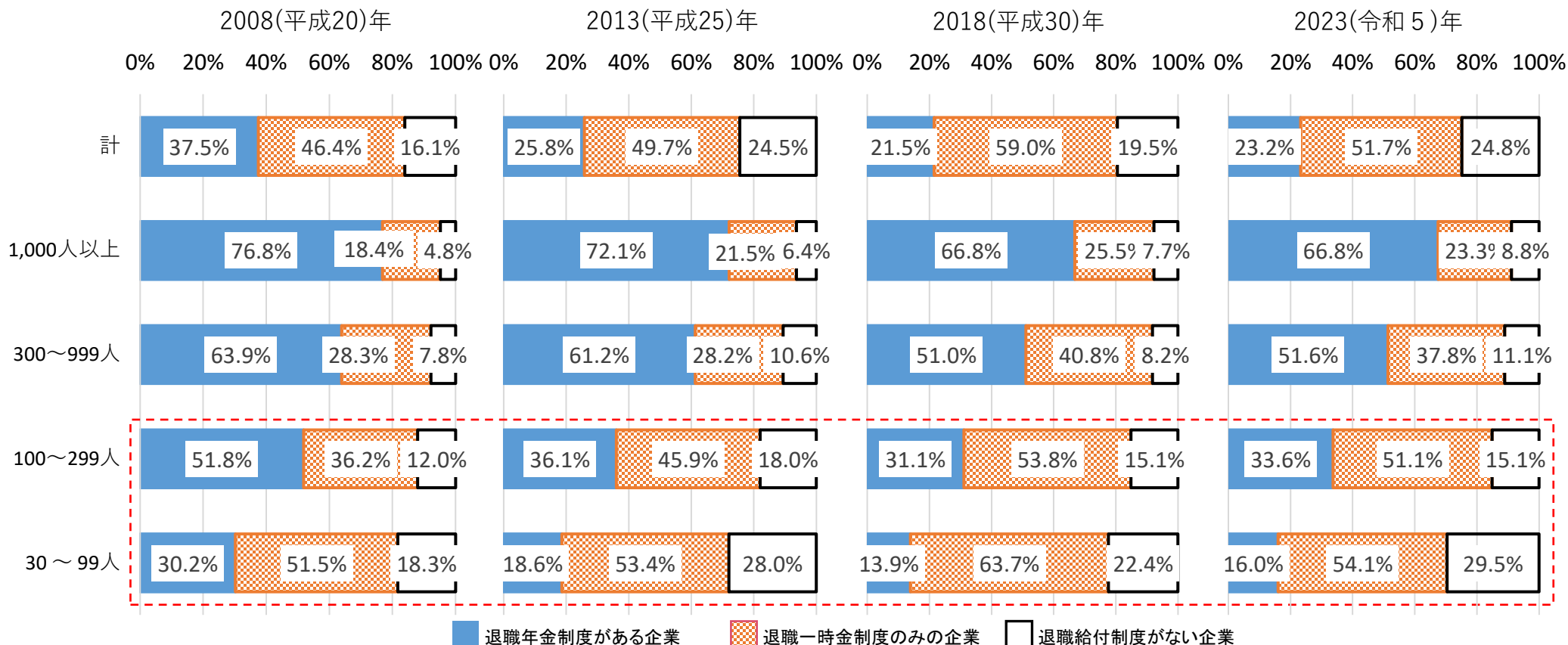
2. 退職年金制度とは、確定給付企業年金、厚生年金基金、適格退職年金、確定拠出年金(企業型)、企業独自の年金をいう。

3. 2013年以前の調査はそれ以降と調査対象が異なる(2013年以前の調査は、調査対象を「常用労働者30人以上である会社組織の民营企业」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、2018年以降の調査は「常用労働者30人以上である民营企业(医療法人、社会福祉法人、各種協同組合等の会社組織以外の法人を含む)」とし、更に「複合サービス事業」を含めることとした。)

企業年金の実施状況（従業員規模別）

○ 従業員規模が小さいほど退職年金制度の実施割合は低い。

<退職給付制度の実施状況(企業割合・規模別)>



(出所)厚生労働省「就労条件総合調査」を基に作成

(注) 1. 退職一時金制度とは、社内準備、中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度、その他をいう。

2. 退職年金制度とは、確定給付企業年金、厚生年金基金、適格退職年金、確定拠出年金(企業型)、企業独自の年金をいう。

3. 2013年以前の調査はそれ以降と調査対象が異なる(2013年以前の調査は、調査対象を「常用労働者30人以上である会社組織の民間企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、2018年以降の調査は「常用労働者30人以上である民間企業(医療法人、社会福祉法人、各種協同組合等の会社組織以外の法人を含む)」とし、更に「複合サービス事業」を含めることとした。)

公的年金・私的年金の加入・受給の全体像 (黒字は改正前、赤字が見直し内容)

		20 ^(※1) ～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳～
公的年金	(1) 国民年金被保険者	→	→ ^(※2)		
	(2) 厚生年金被保険者	→	→	→	
	(3) 受給開始時期の選択		← 繰上げ	繰下げ →	→ 上限年齢を75歳へ(R4.4～)
私的年金	D B	(1) 確定給付企業年金(DB)の加入者	→	厚生年金被保険者(70歳未満)が加入可能	→
		(2) 確定給付企業年金(DB)の支給開始時期の設定		← 60～65(⇒70)歳の規約で定める年齢(R2.6～)	→ 繰下げも可(※3)
	D C	(3) 企業型確定拠出年金(企業型DC)の加入者	→	→	→ 厚生年金被保険者(70歳未満)が加入可能へ(R4.5～)
		(4) 個人型確定拠出年金(個人型DC(iDeCo))の加入者	→	→ ^(※2)	→ 国民年金被保険者が加入可能へ(R4.5～)
		(5) 確定拠出年金(DC)の受給開始時期の選択		←	→

※1: 20歳未満の者についても適用事業所に使用される場合は厚生年金被保険者・国民年金第2号被保険者となる。

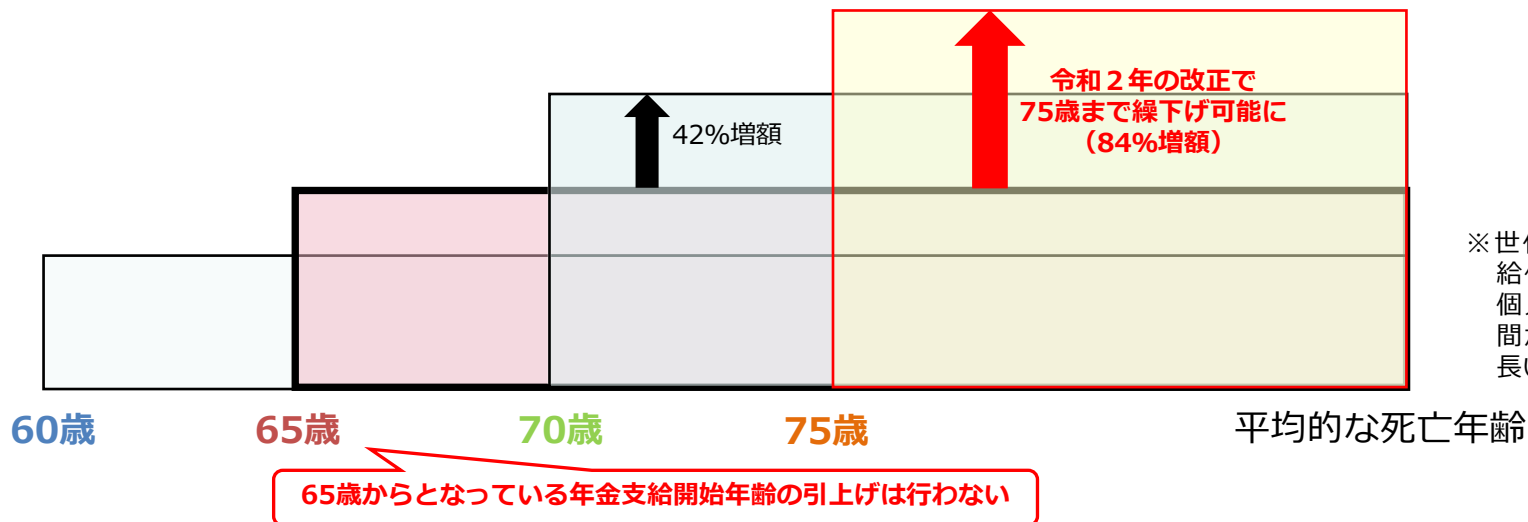
※2: 国民年金被保険者の資格は、①第1号被保険者:60歳未満、②第2号被保険者:65歳未満、③第3号被保険者:60歳未満、④任意加入被保険者:保険料納付済期間等が480月未満の者は任意加入が可能(65歳未満)となっている。

※3: 規約で定める範囲に限られる。

受給開始時期（繰上げ・繰下げ受給制度）の選択肢について

・ 公的年金の受給開始時期は、原則として、個人が60歳から75歳の間で自由に選ぶことができる。65歳より早く受給を開始した場合（繰上げ受給）には、年金月額が減額（最大24%減額）となる一方、65歳より後に受給を開始した場合（繰下げ受給）には、年金月額は増額（最大84%増額）となる。

- ※ 繰上げによる減額率・繰下げによる増額率については、選択された受給開始時期にかかわらず年金財政上中立となるよう設定されている。
- ※ 繰下げについては、66歳到達以降に選択することができる。
- ※ 令和2年改正において、受給開始時期の上限を、70歳から75歳に引き上げた。
75歳までの繰下げについては、令和4年4月1日以降に70歳に到達する方が対象となる。



※ 世代としての平均的な給付総額を示しており、個人によっては受給期間が平均よりも短い人、長い人が存在する。

(参考) 繰上げ・繰下げによる減額・増額率

減額率・増額率は請求時点（月単位）に応じて計算される。

- ・ 繰上げ減額率 = $0.4\% \times \text{繰り上げた月数 (60歳} \sim \text{64歳)}$ ※繰上げ減額率は令和4年4月1日以降、60歳に到達する方を対象として、1月あたり0.5%から0.4%に改正。
- ・ 繰下げ増額率 = $0.7\% \times \text{繰り下げた月数 (66歳} \sim \text{75歳)}$

請求時の年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳
減額・増額率	76%	80.8%	85.6%	90.4%	95.2%	100%	108.4%	116.8%	125.2%	133.6%	142%	150.4%	158.8%	167.2%	175.6%	184%

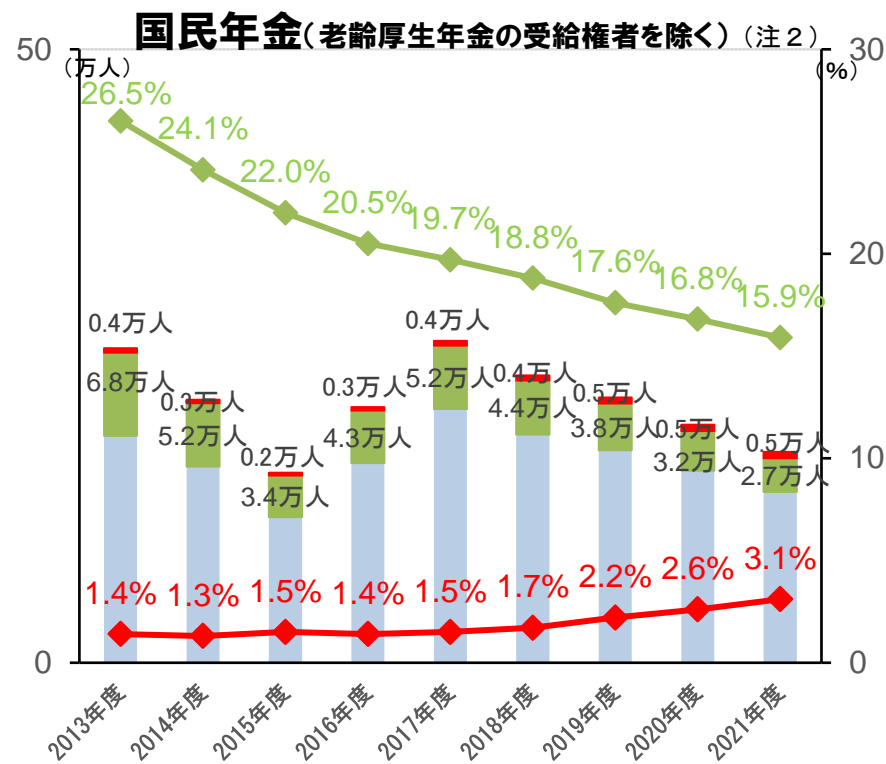
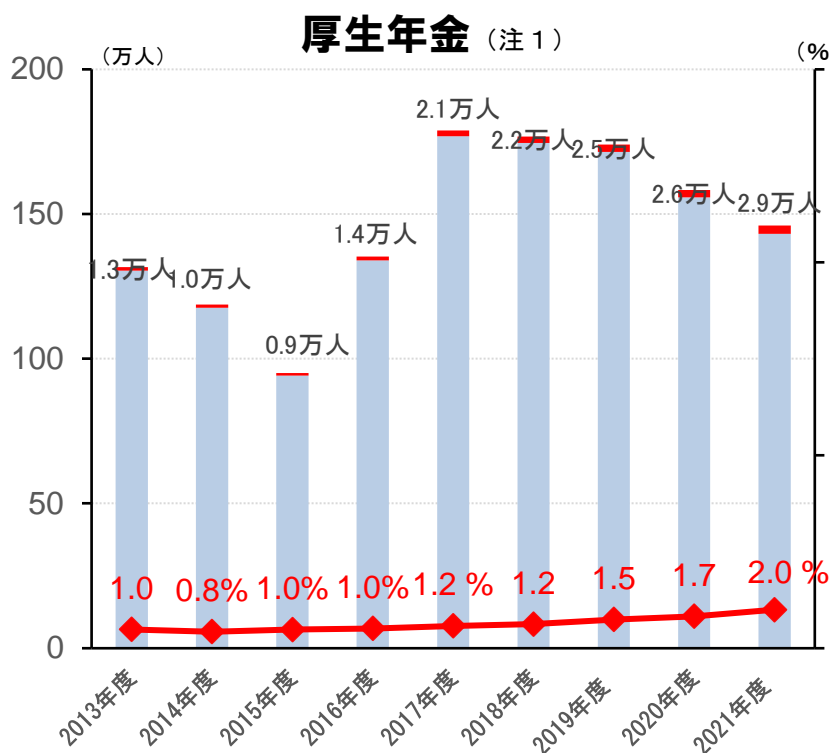
注) 年金額については、新規裁定者の金額で計算している。

繰下げ・繰上げ制度の利用状況

- 受給開始時期の選択を終了した70歳の受給権者について、繰下げ制度の利用状況をみると、繰下げの利用率は厚生年金では2.0%、国民年金でも3.1%にとどまる。
- 国民年金における繰上げ制度の利用率は低下傾向にある。

各年度末時点で70歳の受給権者の年金受給状況

■ 65歳受給者数 ■ 繰上げ受給者数 ■ 繰下げ受給者数 ◆ 繰上げ割合（右軸） ◆ 繰下げ割合（右軸）



（注1） 老齢厚生年金の受給権者を対象とした、老齢厚生年金の繰下げの状況を示している。なお、この期間の年度末時点で70歳の者については老齢厚生年金の繰上げ制度の対象となっていない。

（注2） 老齢厚生年金の受給権がない老齢基礎年金の受給権者を対象とした、老齢基礎年金の繰上げ・繰下げの状況を示している。

（資料）厚生労働省年金局「厚生年金保険・国民年金事業の概況」

確定給付企業年金と確定拠出年金の受給の現状

- 確定給付企業年金・確定拠出年金ともに、相当数が一時金受給を選択している。特に確定拠出年金では、企業型・個人型ともに9割程度と、この傾向が顕著である。

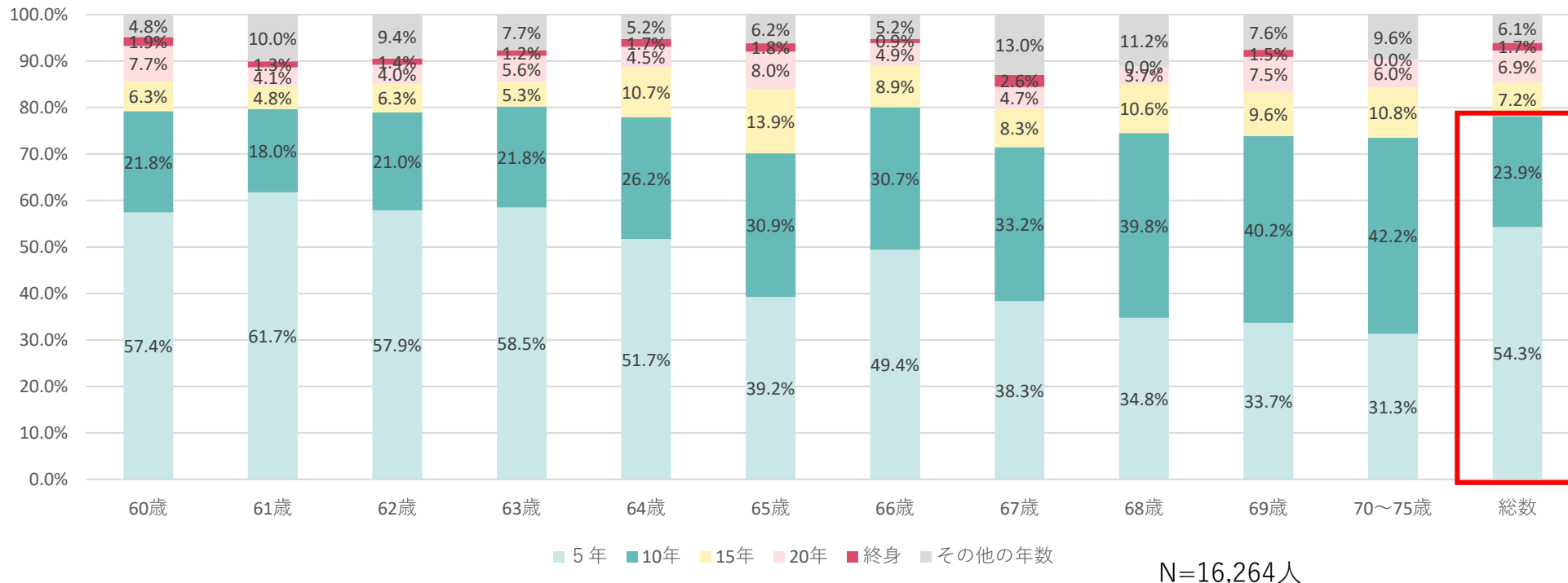
新規受給者数ベースでみた老齢給付金における年金・一時金の選択状況

	確定給付 企業年金	確定拠出年金	
		企業型	個人型
年金	24%	6%	10%
年金と一時金（併給）	8%	2%	2%
一時金	68%	93%	88%

（出所） 確定給付企業年金は、厚生労働省「平成30年就労条件総合調査」の特別集計により厚生労働省にて作成。
確定拠出年金は、確定拠出年金運営管理機関業務報告書(2021事業年度)より厚生労働省にて作成。

iDeCo年金給付の受給期間別割合

○ iDeCo年金給付の受給者を、受給期間・受給開始時の年齢別で見ると、どの年齢においても約8割が5年又は10年の短期間で受給を受けていることが分かる。



<iDeCo年金給付の受給開始年齢の割合>

60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳
60%	7%	6%	5%	5%	7%	2%	1%	1%	5%	1%

(出所) 2018~2022年度の5年間に老齢給付金の裁定がなされた人数について記録関連運営管理機関から収集したデータを基に、厚生労働省で作成。

(注1) 裁定完了日(裁定書類の不備解決後、RKシステムに登録した日)時点における年齢を計上しており、裁定請求日時点・初回支給日時点の年齢ではない。

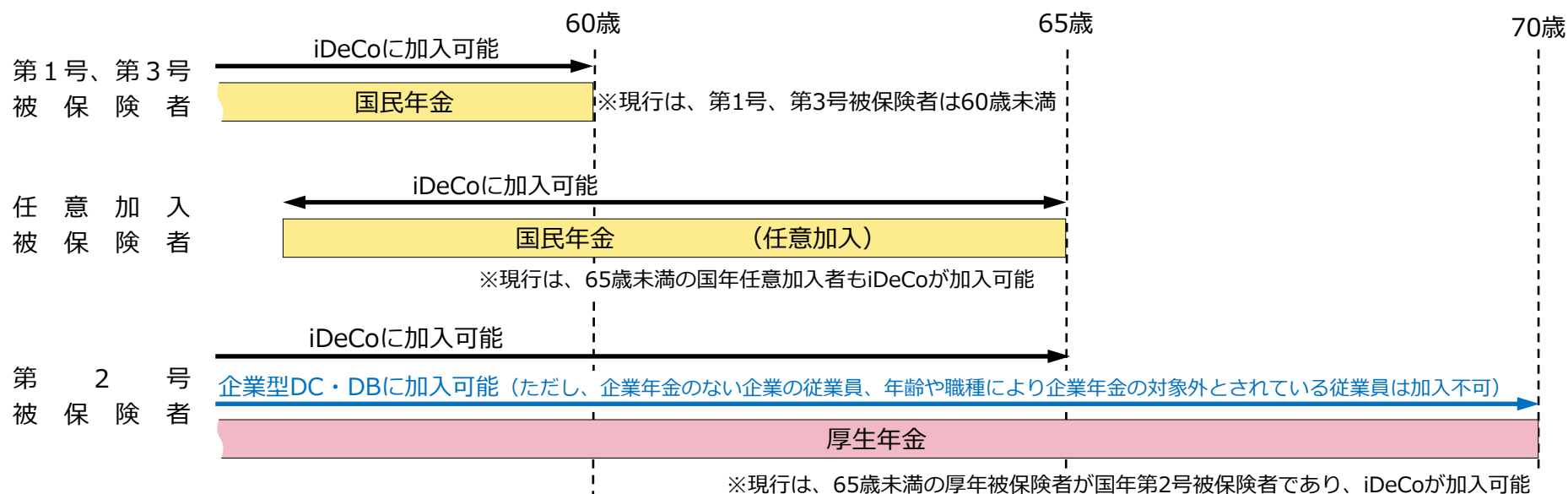
(注2) 老齢給付金は併給(一時金と年金)の請求が可能であり、老齢年金には併給も含む。

(注3) 初回の裁定時に決めた支給期間を計上している(その後支給期間の変更があったとしても変更後の支給期間は考慮しない)。

(注4) 「その他の年数」には、6~9年、11~14年と16~19年が含まれる。

iDeCoの加入可能年齢の現行制度について

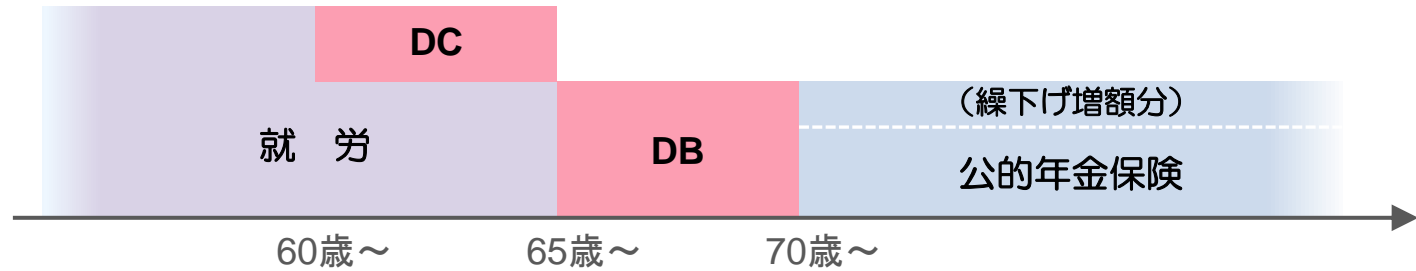
- 現行制度において、iDeCoに加入して掛金を拠出できる対象者は、①第1号被保険者(自営業者等)は60歳未満、②第2号被保険者(会社員・公務員等)は原則65歳未満、③第3号被保険者(専業主婦(夫))は60歳未満、④任意加入被保険者(65歳未満であって保険料納付済期間等が480月未満の者(第2号及び第3号被保険者を除く。))となっている。



WPPによる「継投」のバリエーション

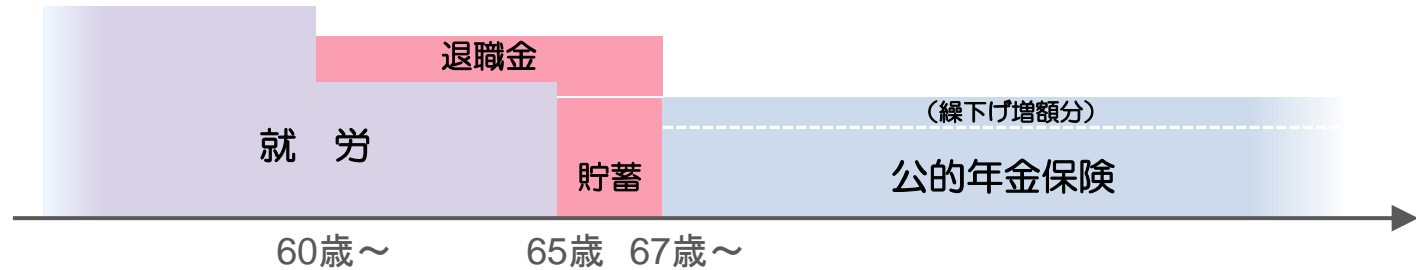
<パターン①>

60歳以降の給与減はDCで補い、70歳まではDBでつなぐ



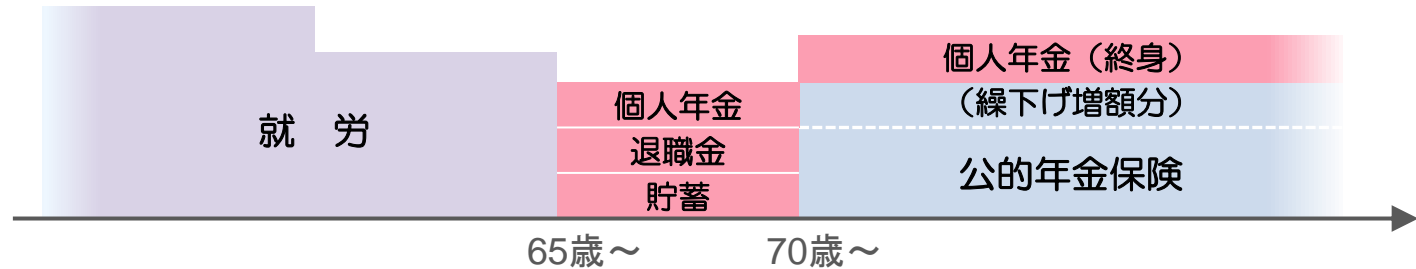
<パターン②>

就労と貯蓄の取り崩しで凌ぎ、頃合いを見て公的年金の受給開始を前倒し



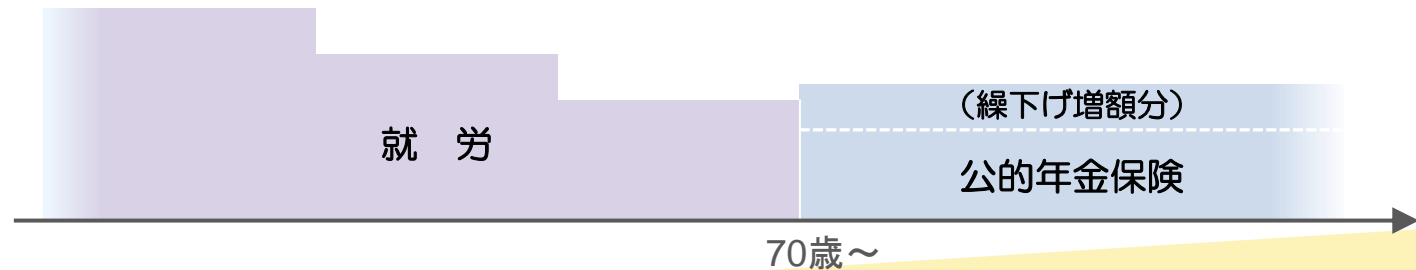
<パターン③>

老後資金が想定以上に積み上がったため、私的年金も終身給付(完投)で備える



<パターン④>

公的年金の受給開始までの期間を就労のみで乗り切る(貯蓄は臨時的出費への備え)



3 関連調査・海外の状況等

老後の生活設計と公的年金に関する世論調査結果①（平成30年内閣府） （調査実施：平成30年11月）

全国の18歳以上の男女5000人に、老後の生活設計の中での公的年金に位置づけを尋ねたところ、「公的年金を中心とし、これに個人年金や貯蓄などを組み合わせる」と答える人の割合が最も高く、全体の6割程度であった。老後に向け準備したい（した）公的年金以外の資産は預貯金を回答する人が最も多く、7割程度であった。

図7 老後の生活設計の中での公的年金の位置づけ

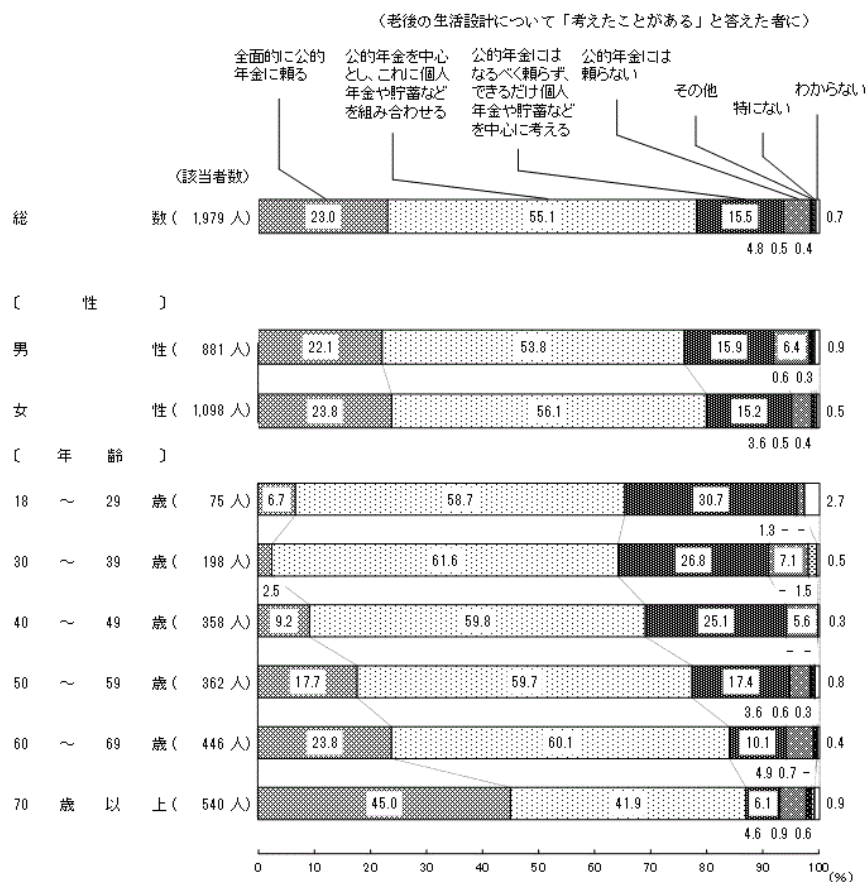
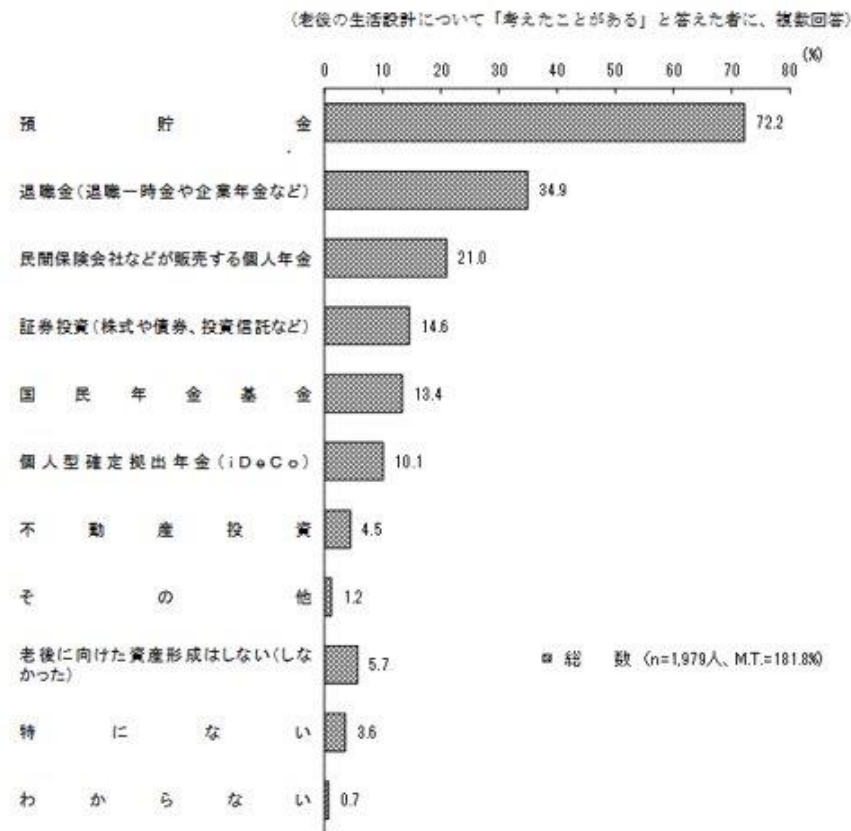


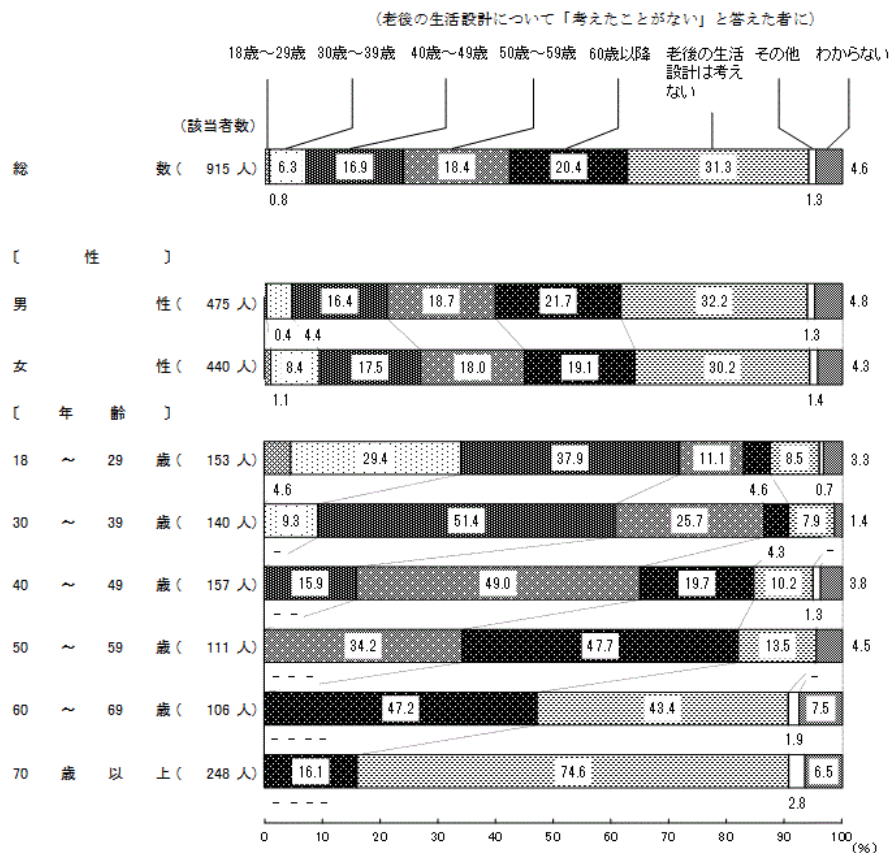
図8 老後に向け準備したい（した）公的年金以外の資産



老後の生活設計と公的年金に関する世論調査結果②（平成30年内閣府） （調査実施：平成30年11月）

全国の18歳以上の男女5000人に調査したところ、老後の生活設計を考える年齢については、40代、50代、60代がいずれも2割程度であり、老後の生活設計は考えないと回答する人も3割程度存在した。

図9 老後の生活設計を考える年齢



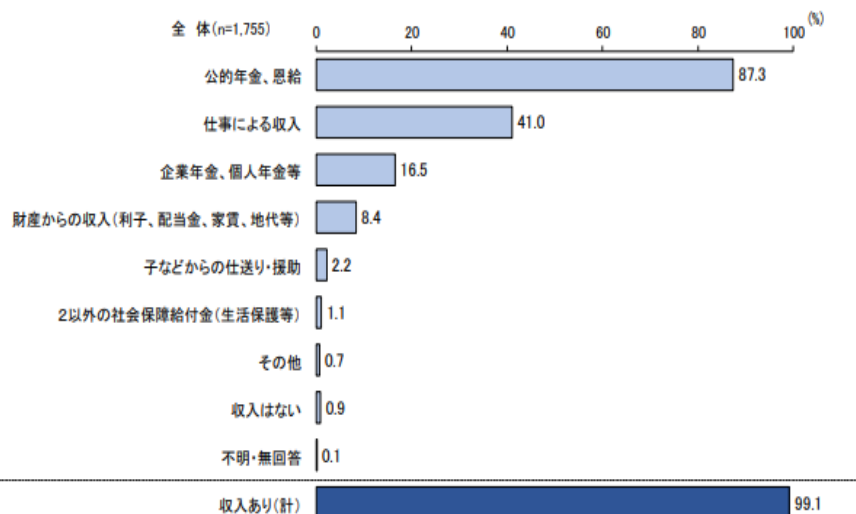
令和元年度 高齢者の経済生活に関する調査結果（令和元年内閣府）

全国の60歳以上（平成31年1月1日現在）の男女3000人に調査したところ、

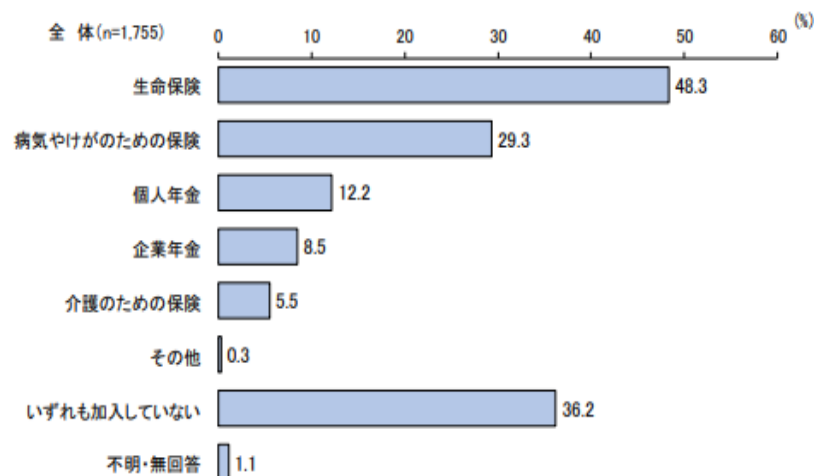
・収入（配偶者と同居している場合は、夫婦の収入）の種類は、「公的年金、恩給」（87.3%）が9割近くで最も多く、次いで「仕事による収入」（41.0%）、「企業年金、個人年金等」（16.5%）が続き、他の収入は1割未満となっている。

・老後の備えとして加入している私的な年金・保険は、「生命保険」が48.3%で最も多く、次いで「病気やけがのための保険」（29.3%）、「個人年金」（12.2%）と続き、他の年金・保険は1割未満となっている。なお、「いずれも加入していない」は36.2%。

図表 2-3-2-1 収入の種類（夫婦合計）（Q7）（複数回答）



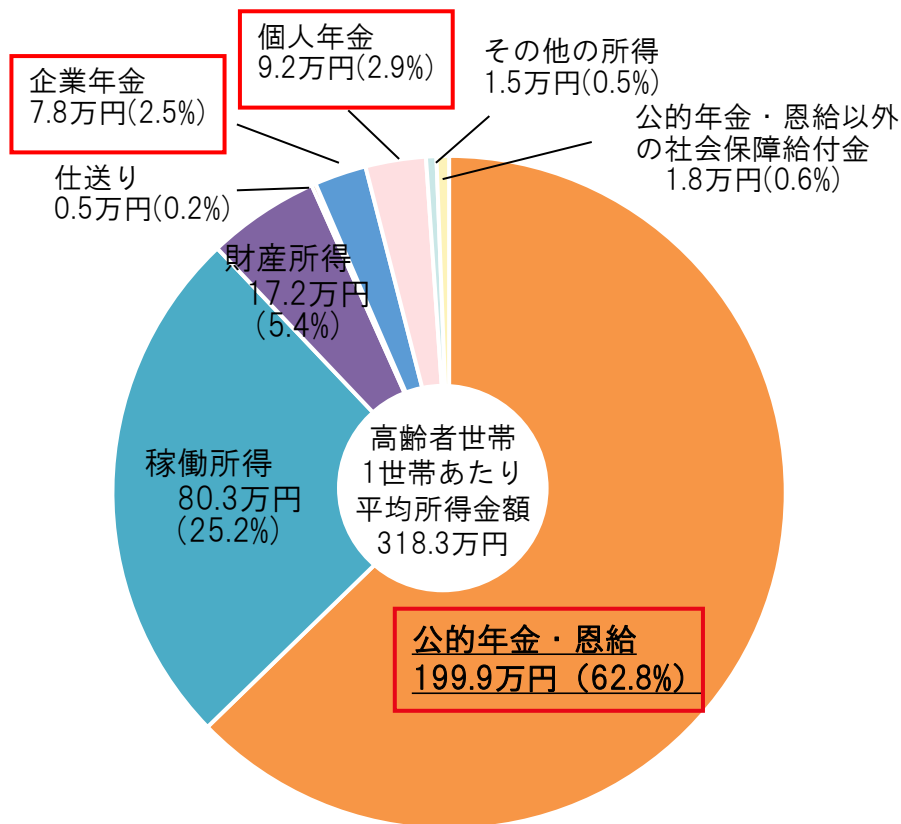
図表 2-4-2-1 私的な年金・保険への加入（Q15）（複数回答）



高齢者世帯の収入の内訳

- 高齢者世帯 1 世帯あたりの平均所得金額（318.3万円）のうち、「公的年金・恩給」が62.8%を占めている。
- 私的年金である「企業年金」と「個人年金」を足し合わせると、5.4%を占めている。

所得の種類別にみた高齢者世帯 1 世帯当たりの
平均所得金額及び構成割合



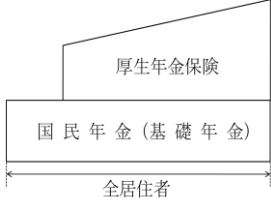
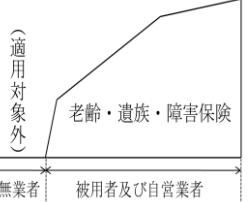
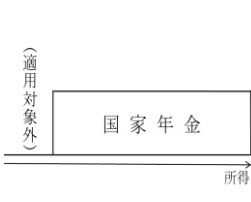
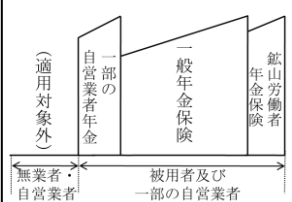
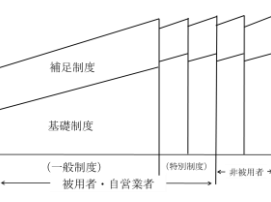
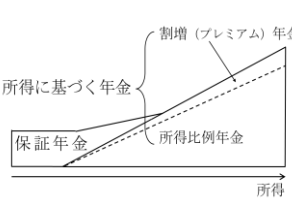
出所：2022年国民生活基礎調査（厚生労働省）

（注1）高齢者世帯：65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。

（注2）2022年調査の所得とは、2021（令和3）年1月1日から12月31日までの1年間の所得である。

主要国の年金制度の国際比較

(※1)

	日本	アメリカ	英国	ドイツ (※2)	フランス (※2)	スウェーデン (※2)
制度体系						
被保険者	全居住者	無業者を除き 居住者は原則加入	一定以上の 所得のある居住者	居住している被用者 は原則加入 (注) 医師、弁護士等の 一部の自営業者も加入	無業者を除き 居住者は原則加入	一定以上の 所得のある居住者 (※3)
保険料率 (一般被用者 の場合)	厚生年金保険 18.3% (労使折半) 国民年金 月額16,520円 (2023年度額)	12.4% (労使折半)	25.8% (※4) (本人 : 12.0% 事業主 : 13.8%)	18.6% (労使折半)	17.75% (※5) (本人 : 7.30% 事業主 : 10.45%)	17.21% (※6) (本人 : 7.0% 事業主 : 10.21%)
支給開始年齢 (※7)	厚生年金保険 ・男性 : 64歳 ・女性 : 62歳 (注) 男性は2025年度までに、 女性は2030年度までに 65歳に引上げ予定 <u>国民年金 (基礎年金)</u> 65歳	66歳 (注) 2027年までに 67歳に引上げ予定	66歳 (注) 2028年までに67歳 に引上げ予定 (注) 2046年までに68歳 に引上げ予定	66歳 (注) 2031年までに 67歳に引上げ予定	<u>満額拠出期間 (※8)</u> <u>を満たす場合</u> 62歳 (注) 2030年までに 64歳に引上げ予定 <u>満額拠出期間</u> <u>を満たさない場合</u> 67歳	— (注) 63歳以降本人が 受給開始時期を選択 (注) 2026年までに64歳 に引上げ予定
最低加入期間	10年	40四半期 (10年相当) (※9)	10年	5年	なし	なし
財政方式	賦課方式	賦課方式	賦課方式	賦課方式	賦課方式	賦課方式 (注) プレミアム年金は 積立方式

※1 2023年4月1日時点

※2 ドイツは一般年金保険、フランスは一般制度、スウェーデンは所得に基づく年金についての保険料率、支給開始年齢等をそれぞれ記載している。

※3 スウェーデンの保証年金は、低・無年金者に対して税財源により支給される制度である。支給開始年齢は66歳で、現にスウェーデンに居住していること、かつ、3年以上のEU諸国等(うち1年以上はスウェーデン)での居住又は就労歴が必要。

※4 英国の保険料は、失業給付等の年金以外の種類の給付にも充てるものとして徴収されている。また、保険料率は、所得等に応じて異なる料率となる場合がある。

※5 フランスの保険料率は、所得に応じて異なる料率となる場合がある。

※6 スウェーデンの保険料率は、老齢年金に充てるものとして徴収されている保険料の料率であり、遺族・障害年金の保険料については別途課せられ、事業主のみが負担する。

※7 上記の表における支給開始年齢とは、給付算定式で得られた額を増減額なく受け取ることができる年齢をいい、国によっては生年月日や職種等によって例外が設けられている場合がある。

※8 満額拠出期間とは、年金額の満額受給に必要な保険料拠出期間をいう。1958~60年生まれのは41年9か月(167四半期)であるが、段階的に延長されており、1965年生まれのは以降は43年(172四半期)となる予定。

※9 所定の保険料納付に応じて、1年につき最大4単位分の保険料記録が付与されるところ、老齢年金の受給には、40単位分(10年相当)の保険料記録が必要となっている。

資料出所： 各国政府の発表資料 ほか

諸外国における公的年金と私的年金の連携

国名	公的年金・私的年金の現状
フランス	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎制度と補足制度の2階立てからなる強制加入制度と、3階部分にあたり企業年金と年金貯蓄からなる上乗せ制度がある。 ※ 強制加入制度が公的年金にあたり、上乗せ制度が私的年金にあたる。 ・連帯の考え方が浸透し出生率が比較的高く、賦課方式への信頼が厚いことから、公的年金が主流であり、私的年金の割合は今のところ小さいと言わざるを得ない。一方で、労働人口の減少と年金受給者の増加により公的年金制度は縮小傾向にあることも事実である。 ・2003年以降、税制上及び社会保険料上の優遇等により私的年金制度を促進する動きも見られる。
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> ・年金保険、企業年金、個人年金が「3本の柱」とされる。 ※ 一部公私の線引きが困難な制度もあるが、基本的には年金保険が公的年金、企業年金と個人年金が私的年金に相当。 ・公的年金保険が老後所得保障の中心であるが、少子高齢化への対応策として年金保険の保険料を引き上げず、企業年金と個人年金の普及を図る施策が講じられた。 ※このための枠組みは、主に企業年金法による規制、所得税法による優遇に加え、補助金による直接的なインセンティブで老後所得の確保を図ろうとしている。
イギリス	<ul style="list-style-type: none"> ・新国家年金と、企業年金と個人年金に大別される私的年金がある。 ※ 公的年金制度は、近年の改革により1階建ての新国家年金のみとなった。 ・高齢者の基礎的ニーズを公的年金でカバーし、それ以外のニーズの充足には私的年金で対処するという明確な役割分担があり、私的年金等で備える範囲は個々人の判断に委ねられている。 ・ただし、若年層に将来のための貯蓄を期待することが難しいことは、過去の制度の普及状況からみて明らかだったことから、自動加入制度による私的年金への加入を強力に推進している。
アメリカ	<ul style="list-style-type: none"> ・老後所得保障システムは、公的年金と企業年金から構成される。 ※ 私的年金は、企業年金だけでなく、自営業者のためのキオ・プランや個人退職勘定を含めることもある。 ・公的年金は再分配の要素が強い設計となっているため、私的年金は特に中・高所得者層についてそれを補うものとして発展している。 ・金融リテラシーの状況を考慮する等、私的な制度による老後資産形成につながる政策として支持を得て、2006年に自動加入制度促進策が導入された。

4 令和2年改正法の概要

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の概要

(令和2年法律第40号、令和2年6月5日公布)

改正の趣旨

より多くの方がより長く多様な形で働く社会へと変化する中で、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るため、短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大、在職中の年金受給の在り方の見直し、受給開始時期の選択肢の拡大、確定拠出年金の加入可能要件の見直し等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 被用者保険の適用拡大【厚生年金保険法、健康保険法、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成24年改正法)、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法】

- ① 短時間労働者を被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件について、段階的に引き下げる(100人超→50人超)。
- ② 5人以上の個人事業所に係る適用業種に、弁護士、税理士等の資格を有する者が行う法律又は会計に係る業務を行う事業を追加する。
- ③ 厚生年金・健康保険の適用対象である国・自治体等で勤務する短時間労働者に対して、公務員共済の短期給付を適用する。

2. 在職中の年金受給の在り方の見直し【厚生年金保険法】

- ① 高齢期の就労継続を早期に年金額に反映するため、在職中の老齢厚生年金受給者(65歳以上)の年金額を毎年定時に改定することとする。
- ② 60歳から64歳に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度について、支給停止とならない範囲を拡大する(支給停止が開始される賃金と年金の合計額の基準を、現行の28万円から47万円(令和2年度額)に引き上げる。)

3. 受給開始時期の選択肢の拡大【国民年金法、厚生年金保険法等】

60歳から70歳の間となっている年金の受給開始時期の選択肢を、60歳から75歳の間拡大する。

4. 確定拠出年金の加入可能要件の見直し等【確定拠出年金法、確定給付企業年金法、独立行政法人農業者年金基金法等】

- ① 確定拠出年金の加入可能年齢を引き上げる(※)とともに、受給開始時期等の選択肢を拡大する。
※ 企業型DC: 厚生年金被保険者のうち65歳未満→70歳未満 個人型DC (iDeCo): 公的年金の被保険者のうち60歳未満→65歳未満
- ② 確定拠出年金における中小企業向け制度の対象範囲の拡大(100人以下→300人以下)、企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和など、制度面・手続面の改善を図る。

5. その他【国民年金法、厚生年金保険法、年金生活者支援給付金の支給に関する法律、児童扶養手当法等】

- ① 国民年金手帳から基礎年金番号通知書への切替え
- ② 未婚のひとり親等を寡婦と同様に国民年金保険料の申請全額免除基準等に追加
- ③ 短期滞在の外国人に対する脱退一時金の支給上限年数を3年から5年に引上げ(具体的な年数は政令で規定)
- ④ 年金生活者支援給付金制度における所得・世帯情報の照会の対象者の見直し
- ⑤ 児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直し 等

施行期日

令和4(2022)年4月1日(ただし、1①は令和4(2022)年10月1日・令和6(2024)年10月1日、1②・③は令和4(2022)年10月1日、4①は令和4(2022)年4月1日・同年5月1日等、4②は令和2(2020)年10月1日・令和4(2022)年10月1日等、5②・③は令和3(2021)年4月1日、5④は公布日、5⑤は令和3(2021)年3月1日 等)

年金改正法の附則の検討規定(第3～5項は衆議院における修正により追加)

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後速やかに、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を一層強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(平成二十五年法律第百十二号) **第六条第二項各号に掲げる事項及び公的年金制度の所得再分配機能の強化**その他必要な事項(次項及び第四項に定める事項を除く。) **について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。**(参考1)

2 政府は、この法律の公布の日以後初めて作成される国民年金法第四条の三第一項に規定する財政の現況及び見通し、厚生年金保険法第二条の四第一項に規定する財政の現況及び見通し等を踏まえ、**厚生年金保険及び健康保険の適用範囲について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。**

3 **前二項の検討は、これまでの国民年金法第四条の三第一項に規定する財政の現況及び見通し及び厚生年金保険法第二条の四第一項に規定する財政の現況及び見通しにおいて、国民年金法第十六条の二第一項に規定する調整期間の見通しが厚生年金保険法第三十四条第一項に規定する調整期間の見通しと比較して長期化し、国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四号)附則第二条第一項第一号に掲げる額と同項第二号に掲げる額とを合算して得た額の同項第三号に掲げる額に対する比率に占める同項第一号に掲げる額に相当する部分に係るものが減少していることが示されていることを踏まえて行うものとする。**(参考2)

4 政府は、国民年金の第一号被保険者に占める雇用者の割合の増加の状況、雇用によらない働き方をする者の就労及び育児の実態等を踏まえ、国民年金の第一号被保険者の育児期間に係る保険料負担に対する配慮の必要性並びに当該育児期間について措置を講ずることとした場合におけるその内容及び財源確保の在り方等について検討を行うものとする。

5 政府は、国民が高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を行うに当たって、これに対する支援を公平に受けられるようにする等その充実を図る観点から、**個人型確定拠出年金及び国民年金基金の加入の要件、個人型確定拠出年金に係る拠出限度額及び中小事業主掛金を拠出できる中小事業主の範囲等について、税制上の措置を含め全般的な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。**

6 政府は、前条第八号に掲げる規定の施行後五年を目途として、当該規定による改正後の確定拠出年金法の施行の状況等を勘案し、同法の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(参考1) 2013年プログラム法(持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(平成25年法律第112号))

第六条 (略)

2 政府は、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

一 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)及び厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の調整率に基づく年金の額の改定の仕組みの在り方

二 短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲の拡大

三 高齢期における職業生活の多様性に応じ、一人一人の状況を踏まえた年金受給の在り方

四 高所得者の年金給付の在り方及び公的年金等控除を含めた年金課税の在り方の見直し

(参考2) 第二条第3項における用語

○国民年金法第十六条の二第一項に規定する調整期間の見通し

→国民年金(基礎年金部分)のマクロ経済スライド調整期間の見通し

○厚生年金保険法第三十四条第一項に規定する調整期間の見通し

→厚生年金保険(報酬比例部分)のマクロ経済スライド調整期間の見通し

○国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四号)附則第二条第一項第一号に掲げる額と同項第二号に掲げる額とを合算して得た額の同項第三号に掲げる額に対する比率

→モデル年金の所得代替率

○同項第一号に掲げる額に相当する部分に係るもの

→基礎年金部分の所得代替率

令和2年年金改正法 附帯決議

衆議院厚生労働委員会(令和2年5月8日)

参議院厚生労働委員会(令和2年5月28日)

被用者保険の適用拡大

- 一 短時間労働者に対する被用者保険の適用については、被用者には被用者保険を適用するとの考え方に立ち、更なる適用拡大に向け、検討を促進すること。特に、当分の間の経過措置となっている企業規模要件については、できる限り早期の撤廃に向け、速やかに検討を開始すること。
- 二 被用者保険の適用拡大により保険料負担が増加する中小企業に対しては、各種の支援措置の充実を検討すること。

- 一 被用者保険の適用については、被用者には被用者保険を適用するとの考え方に立ち、個人事業所に係る適用業種の見直しも含めた更なる適用拡大に向け、検討を促進すること。特に、短時間労働者に対する被用者保険の適用に係る企業規模要件については、あくまで経過措置として規定されたものであり、本来撤廃すべきものであることから、被用者保険の適用拡大により保険料負担が増加する中小企業に対する支援の拡充等を進めつつ、できる限り早期の撤廃に向け、速やかに検討を開始すること。あわせて、労働時間要件及び賃金要件に係る適用拡大についても検討に着手し、早期に必要な措置を講ずること。
- 二 被用者保険適用の可能性があるにもかかわらず、適用されずに取り残されている労働者について適用の徹底を図るとともに、労働政策と連携を図りつつ、脱法的な被用者保険の適用逃れを防止するための対策を講ずること。あわせて、厚生年金保険の適用・徴収対策に係る日本年金機構の組織体制の強化を進めること。
- 三 複数の雇用関係に基づき複数の事業所で勤務する者が、いずれの事業所においても単独では適用要件を満たさないが労働時間等を合算して適用要件を満たす場合について、更なる企業規模要件の見直しとあわせ、実務上の実行可能性も踏まえつつ、雇用保険の取扱い等も考慮し、該当する労働者にふさわしい保障の在り方について検討を行うこと。

財政検証

- 四 次期財政検証に向けて、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う急速な景気後退や暮らし方、働き方の変化等による社会経済への長期的な影響等について、早期に検討を開始し、その結果を踏まえた財政検証を実施すること。加えて、次期財政検証では、全要素生産性上昇率や実質賃金上昇率の長期の前提について足下の状況を踏まえ、現実的かつ多様な経済前提の下でその結果を示すとともに、モデル年金世帯以外の多様な世帯の所得代替率を試算するなど、より実態に即した検証を行うこと。
- 五 前回の財政検証後に行われたピアレビューで指摘された確率的将来見通しと分布推計について、引き続きその実現について指摘されている様々な課題を含めて検討を行い、その検討結果を公表すること。

基礎年金水準

- 三 今後の年金制度の検討に当たっては、これまでの財政検証において、国民年金の調整期間の見通しが厚生年金保険の調整期間の見通しと比較して長期化し、モデル年金の所得代替率に占める基礎年金の額に相当する部分に係るものが減少していることが示されていることを十分に踏まえて行うこと。
- 四 将来の所得代替率の低下が見込まれる基礎年金の給付水準の引上げ等を図るため、国民年金の加入期間を延長し、老齢基礎年金額の算定の基礎となる年数の上限を四十五年とすることについて、基礎年金国庫負担の増加分の財源確保策も含め、速やかに検討を進めること。

- 六 基礎年金制度の創設時において、基礎年金が国民の老後生活の基礎的部分を保障するものとして設定された経緯も踏まえ、将来の所得代替率の低下が見込まれる基礎年金の給付水準の引上げ等を図るため、国民年金の加入期間を延長し、老齢基礎年金額の算定の基礎となる年数の上限を四十五年とすることについて、基礎年金国庫負担の増加分の財源確保策も含め、速やかに検討を進めること。

	衆議院厚生労働委員会(令和2年5月8日)	参議院厚生労働委員会(令和2年5月28日)
繰下げ受給	五 年金の繰下げ受給については、年金額が増額される一方で、加給年金や振替加算が支給されない場合があること、社会保険料や所得税、住民税の負担が増加する場合があることについても、国民に分かりやすい形で周知徹底すること。	七 年金の繰下げ受給については、年金額が増額される一方で、加給年金や振替加算が支給されない場合があることや、社会保険料、所得税、住民税等の負担が増加することについても、国民に分かりやすい形で周知徹底するとともに、国民が年金額と社会保険料等の負担の変化を簡易にイメージできるような方策を検討すること。
GPIF	六 年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)等が管理・運用する年金積立金については、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことから、市場の動向等を踏まえた適切なリスク管理を行うこと。また、会計検査院から開示を求められていたストレステスト等の中長期のリスク情報については、GPIFの業務概況書に記載するなど少なくとも年一回は公表すること。	八 年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)等が管理・運用する年金積立金については、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことから、市場の動向等を踏まえた適切なリスク管理を行うこと。また、国民が理解しやすい情報開示に努めるとともに、会計検査院から開示を求められていたストレステスト等の中長期のリスク情報については、GPIFの業務概況書に記載するなど少なくとも年一回は公表すること。なお、GPIFの経営委員会の委員構成など年金積立金の管理運用に関して、諸外国の実態にも倣い、被保険者の代表の意向が適切に反映されること等を念頭に置いた制度運営や見直しの検討を行うこと。
私的年金	七 国民が高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を行うに当たって、これに対する支援を公平に受けられるようにする等その充実を図る観点から、個人型確定拠出年金及び国民年金基金の加入の要件、個人型確定拠出年金に係る拠出限度額及び中小事業主掛金を拠出できる中小事業主の範囲等について、税制上の措置を含め全般的な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。	九 自営業者等の高齢期の経済基盤の充実を図るため、国民年金基金や個人型確定拠出年金(iDeCo)への加入の促進を図ること。また、個人型確定拠出年金の加入者手数料等に係る透明性を確保するため、国民年金基金連合会等に対し、手数料の算定根拠に関する情報公開を定期的に行うよう促すこと。
3号		十 昭和六十一年の制度創設以降、共働き世帯が著しく増加しているといった時代の変化を踏まえ、国民年金第三号被保険者制度の在り方について検討を進めること。
給付金	八 年金生活者支援給付金の額その他の事項については、低所得である高齢者等の生活状況、低所得者対策の実施状況及び老齢基礎年金の額等を勘案し、総合的に検討すること。	十一 年金生活者支援給付金の在り方については、低所得である高齢者等の生活状況、低所得者対策の実施状況、老齢基礎年金の額等を勘案し、総合的に検討すること。
育児期免除	九 今後、社会保障の支え手である現役世代の負担増が見込まれる中、特に子育て世代の負担軽減を図るため、被用者保険には産前産後・育児休業期間の保険料の免除制度が設けられていることを踏まえ、財政負担の在り方にも留意しつつ、国民年金の検討と併せて国民健康保険の保険料における配慮の必要性や在り方等についても検討すること。	十二 今後、社会保障の支え手である現役世代の負担増が見込まれる中、特に子育て世代の負担軽減を図るため、被用者保険には産前産後・育児休業期間の保険料の免除制度が設けられていることを踏まえ、財政負担の在り方にも留意しつつ、国民年金における本法附則第二条第四項の検討と併せて国民健康保険の保険料における配慮の必要性や在り方等についても検討すること。

5 これまでの各部会における議論

年金部会における議論の進め方（案）

	年金部会	年金財政における経済前提に関する専門委員会	その他の予定（見込み）
令和5年 5月30日	第4回 ・年金部会における議論の進め方（案） ・次期制度改正に向けた主な検討事項（案） ・被用者保険の適用拡大		
令和5年夏	○それぞれの課題について議論		
令和6年1月	○専門委員会経過報告 ←	○基本的な考え方とりまとめ	
令和6年春	○オプション試算について議論		○内閣府の中長期試算
	○専門委員会結果報告 ← [厚生労働省における検証作業]	○議論のとりまとめ ←	○（独）労働政策研究・研修機構の労働力需給の推計
令和6年夏	○財政検証結果の報告 ○改正内容について議論		
令和6年末	○年金部会取りまとめ		

次期制度改正に向けた主な検討事項（案）

①総論的な事項

- ・ 公的年金の役割
- ・ 多様なライフコースに応じた年金の給付水準の示し方
- ・ 公的年金と私的年金の連携
- ・ 制度の周知、広報・年金教育

②現役期と年金制度の関わり

- ・ 被用者保険の適用拡大（勤労者皆保険）
- ・ 子育て支援等
- ・ 障害年金
- ・ 標準報酬月額の上限

③家族と年金制度の関わり

- ・ 遺族年金
- ・ 女性の就労の制約と指摘される制度等（いわゆる「年収の壁」等）
- ・ 第3号被保険者制度
- ・ 加給年金

④その他の高齢期と年金制度の関わり

- ・ 高齢期の働き方（在職老齢年金制度等）
- ・ 基礎年金の拠出期間延長
- ・ マクロ経済スライドの調整期間の一致
- ・ 年金生活者支援給付金

これまでの開催状況（社会保障審議会年金部会）

No.	開催日	議題
第1回	令和4年10月25日	部会長・部会長代理の選出 年金財政における経済前提に関する専門委員会（案）の設置 等
第2回	令和5年3月28日	年金制度を取り巻く社会経済状況の変化 全世代型社会保障構築会議における議論
第3回	令和5年5月8日	第1回及び第2回年金部会における主なご意見 令和2年年金制度改正法等において指摘された課題
第4回	令和5年5月30日	年金部会における議論の進め方（案） 次期制度改正に向けた主な検討事項（案） 被用者保険の適用拡大
第5回	令和5年6月26日	公的年金制度における次世代育成支援の取組について 障害年金制度について
第6回	令和5年7月28日	遺族年金制度について 加給年金制度について
第7回	令和5年9月21日	第3号被保険者制度について 女性の就労の制約と指摘される制度等について（いわゆる「年収の壁」等）
第8回	令和5年10月24日	高齢期と年金制度の関わり
第9回	令和5年11月21日	高齢期と年金制度の関わり② 多様なライフコースに応じた年金の給付水準の示し方について

年金部会における委員等の主な意見

- 最後に、**公私年金の連携**というか、一体的な見方も大事かと思えます。前回の改正も実質的には公私年金をもってどういう老後生活を保障するのかという視点があったと思えます。**生涯を通じて自分の公私年金をどう形成していき、どのように取り崩していくのか、いつまで働いていくのかということ**を多くの国民に分かりやすく伝える方法、仕組み、機関かもしれませんが、**考えなければいけないのではないかと**。これはこの部会の守備範囲を超えるかもしれませんが、公的年金に関してきちんと理解をいただき使いこなしていただくためには、支給開始年齢等々の問題もいつからもらい始めるかという問題もあると思えますので、そのためには多くの国民が**自分の年金がどう見込まれるのか、いつからもらうとどういうことになるのかをより分かりやすく理解できる仕組みを検討すべきではないかと**。これは公的年金、それと本体の守備範囲等は超えませんが、そういう点が大事かと思えます。
- 年金制度全体を通した議論の必要性でございます。これは既に複数の委員の方から御発言があったところでございますが、**年金に関しては公的年金以外に税や企業年金・個人年金、それぞれの役割・機能を果たしておりますので、節目節目で年金制度全体を見た議論を行うことが大事であると考えております。**

年金部会における委員等の主な意見

- 最後に、企業年金やiDeCoなどの私的年金については、企業年金・個人年金部会の所掌範囲かとは思いますが、公的年金と私的年金は、どういった役割分担の下、どのような連携を果たすべきなのか、高齢期の所得保障の全体像をどう描くのかに関しては、年金部会のほうでも議論する必要があるのではないかとっております。
- 最後の御指摘については、年金部会は、以前は、企業年金等についても一緒に議論していた。それが分かれて、議論が別々になってしまったという問題もあるかなと思ってお聞きしておりまして、分かれた当初は、情報交換しましょうということでしたが、事務局の担当者が替わり、委員も替わる中で、今はほとんど行き来がない状況なので、（中略）一体として考えていく視点をどうやって持っていくかと。そこは事務局にも、今後に向けて、課題としてお考えいただければと思いますので、よろしく願いいたします。
- 公的年金の所得再分配やその機能の限界を見極めつつ、また、現実問題として、老後所得保障において、公的年金制度だけでは支えられない状況にあると思っておりますので、所得が低い方については、先ほど来御指摘がありましたように、年金生活者支援給付金制度との役割分担、あるいは所得中高層の方については、企業年金などとの役割分担を検討していくということで、基礎年金を中心に据えつつも、公的年金の役割を他の制度との関係で相対化して捉えて、公的年金制度の位置づけを再設定していく必要が、大きな議論としてはあるかと思っております。

年金部会における委員等の主な意見

- 3点目は、厚生年金の再分配機能の維持・強化が重要だと思うのですが、その関係で、標準報酬月額の上限について見直すこともあり得るのかなと思っております。（中略）また、引き上げることで、再分配機能は充実しながらも高所得者の給付の充実にも資すると思っておりますけれども、この点については、**私的年金との役割分担などの議論も踏まえて検討する必要があると思っておりますので、私的年金との連携という点も踏まえたうえで、上限をどうするかも検討が必要かなと思っております。**
- 2点目は、**本部会と企業年金・個人年金部会の連携**についての意見です。資料1の4ページに**公的年金と私的年金の見直しについて、両制度を一体として考える視点を持つべき**との意見が出ております。私自身、公的年金部会と私的年金部会の両方に参加しており、両部会の連携の必要性について、強く感じております。 等

私的年金制度に関する今後の検討における主な視点

- 働き方やライフコースの多様化・高齢期の就労拡大・企業年金の実施状況の低下など制度をとりまく現状
 - 昨年の部会における意見やこれまでの政府としての取組
- 等を踏まえると、例えば、以下のような視点から検討していくことが考えられるのではないか。

【経済・社会の変化】

現役

- ✓ 働き方・ライフコースの多様化、転職者の増加、高齢期の就労拡大・多様化
- ✓ 生産年齢人口の急減とそれに伴う人手不足の深刻化
- ✓ 高齢期の長期化による資産形成への意識・機運の高まり

老後

- ✓ 高齢期の長期化
- ✓ 長期化に伴う老後生活へのニーズの多様化

【経済・社会の変化と私的年金制度】

- 多様な働き方の中で、**早期から継続的に資産形成**を図ることができるようにする
- 個々の事情に応じて、**多様な就労と私的年金・公的年金の組合せ**を可能にする

【今後の検討における主な視点（例）】

- ① **国民の様々な働き方やライフコースの選択に対応し、公平かつ中立的に豊かな老後生活の実現を支援することができる私的年金制度の構築**
(→ 加入可能要件、拠出限度額、受給方法などの拠出時・給付時の仕組み等)
- ② **私的年金制度導入・利用の阻害要因を除去し、より多くの国民が私的年金制度を活用することができる環境整備**
(→ 制度のわかりやすさ、手続等の簡素化、企業年金等の普及促進（特に、中小企業）、周知広報等)
- ③ **制度の運営状況を検証・見直し、国民の資産形成を促進するための環境整備**
(→ 投資教育・指定運用方法の検証、自動移換金対策、運用体制・手法の検証、従来の制度改正で提起された課題等)

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023」 (抄) (令和5年6月16日 閣議決定)

Ⅶ. 資産所得倍増プランと分厚い中間層の形成

1. 資産所得倍増プランの推進

(4) iDeCo制度

①iDeCo制度の改革

iDeCo (individual-type Defined Contribution pension plan : 個人型確定拠出年金) 制度は、個人が加入し、加入者が自ら定めた掛金額を拠出・運用するものであり、中間層を中心とする層で活用され、家計の資産所得の増加に貢献している。

高齢者の就業機会確保の努力義務が70歳まで延びていること、働き方やライフスタイルが多様化していることに留意し、老後に向けた家計の資産形成の更なる環境整備が求められていることから、iDeCo制度の改革を実施する。

②iDeCoの加入可能年齢の引上げ

働き方改革によって、高齢者の就業機会確保の企業の努力義務が70歳まで延びていること等を踏まえ、iDeCoの加入可能年齢を70歳に引き上げる。このため、来年の公的年金の財政検証に併せて、所要の法制上の措置を講じる。

③iDeCoの拠出限度額の引上げ及び受給開始年齢の上限の引上げ

iDeCoの拠出限度額の引上げ及び受給開始年齢の上限の引上げについて、来年の公的年金の財政検証に併せて結論を得る。

これまでの開催状況（社会保障審議会企業年金・個人年金部会）

No.	開催日	議題
第19回	令和4年11月14日	(1) 私的年金制度（企業年金・個人年金）の現状等について (2) 私的年金制度（企業年金・個人年金）の今後の課題について
第20回	令和4年12月7日	(1) 資産所得倍増プラン等について (2) その他
第21回	令和5年4月12日	(1) 私的年金制度（企業年金・個人年金）に関する今後の検討における主な視点 (2) 有識者からのヒアリング
第22回	令和5年5月17日	関係団体からのヒアリング（企年連、企年協、国基連）
第23回	令和5年6月12日	関係団体からのヒアリング（全銀協、損保協会、証券3団体）
第24回	令和5年6月28日	関係団体からのヒアリング（信託協会、生保協会、数理人会）
第25回	令和5年7月24日	(1) ヒアリング等における主な意見について (2) 「経済財政運営と改革の基本方針2023」等について
第26回	令和5年9月8日	働き方・ライフコースに対応し公平で中立的な私的年金制度の構築について
第27回	令和5年9月25日	私的年金制度の普及・促進について
第28回	令和5年10月17日	(1) 資産形成を促進するための環境整備（投資教育・運用関係見直し）について (2) 資産運用立国について
第29回	令和5年11月13日	(1) 加入者のための企業年金の見える化について (2) 資産運用立国について

企業年金・個人年金部会における委員等の主な意見

- 最後に、受給開始年齢の上限の引上げについては、引き上げた場合は例えば80歳まで運用して80歳で受け取るということになるかと思うのですが、DCからの給付を老後の収入の中でどういうものとして位置づけるのかという問題に関連しているかと思えます。公的年金に上乘せするものとして受け取るのか、それとも公的年金を繰り下げて、その繰り下げている期間のつなぎとして使うのか、どういうものを想定しているかに関しても受給開始年齢の問題は関係してくるようには思います。
- 公的年金を補完するという役目の私的年金制度について、今後進められる社会保障制度改革の議論と足並みをそろえて、いま一度俯瞰して捉えて議論を進めるべき時期にあるのではないかと感じています。（中略）私はこれまで多くのマネープランやリタイアメントプランの相談に乗ってきて痛感しているのは、先生方からも御指摘がありましたように、やはり働き方のプランというのがとても大切ということと、老後の経済的安定のためには、公的年金と自助努力でつくる私的年金をいかにうまく組み合わせていくか、取崩しの議論も含めてですけれども、それが鍵になるということです。こういった視点をぜひ浸透させていただきたいというのが2点目です。
- もう一点については、今回、企業年金の普及促進といったような方策として、自動加入や企業年金の実施の義務づけといった諸外国の例について、日証協の方から御指摘があったところです。これについては、やはり各国の公的年金の状況というものが大きく違っているということがありますので、日本においてどのような形で導入できるのか、導入できないのかといったところは、きちんと整理する必要がありますし、また、公的年金との関係性ですとか、さらに事業主に企業年金の実施を義務づけるといったような場合には、2階部分であります、厚生年金保険の充実化と何が違うのかといったところの議論も必要でありますので、検討するに際しては、そういった公的年金との関わりといったところを意識する必要があるかと思いました。

企業年金・個人年金部会における委員等の主な意見

- 働き方に中立的との視点は公的年金においても重要であり、さらなる社会保険の適用拡大を推し進めていくべきだと考えます。**企業年金・個人年金もそのような公的年金制度を十分に踏まえた検討が必要**であり、公的年金制度の方向性に逆行せず、また、拠出できる人がさらにできるようにする、そういう発想よりも**公的年金を補完する機能が広く発揮されるようにしていく観点を大切に検討していくべきだ**と考えております。
- 具体的な論点については、次回以降の部会で順次示されていくものと理解はしておりますが、改めて、今後その議論を行うに当たって、論点の全体像と優先順位を明確にさせていただきたいと思っております。こちらの部会では、私的年金制度の改正を検討するということですが、**2024年に財政検証が行われる公的年金の次期法改正に向けた動きも踏まえながら、今後の議論を進めていくことになる**と認識しております。
- まず、総論のところでは、これもありましたが、もちろん**公的年金、私的年金、その役割、先ほど補完ということの意味という話も申しあげましたけれども、まさに公私の役割を改めて考える、再考するというのか、そういう視点はいずれにしても必要だろう**と改めて思いました。
- まず、全体的な意見ですが、これは次回以降に議論することになるかもしれませんが、私的年金制度における優先すべき課題は、**公的年金の給付と相まってその役割を十分に発揮していくために、企業年金の加入者を増やすこと、つまり中小企業等への企業年金の普及と促進、そしてパート・有期などで働く労働者へのカバレッジを広げること**だと考えています。等